

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	2
第 1 会議録署名議員の指名	4
第 2 一般質問	
安 田 知 己 議員	4
1 歯と健康について	
2 ロコモティブシンドローム（運動器症候群）への取組みについて	
3 町道高島線の渋滞対策と道路整備について	
吉 岡 伸 二 郎 議員	24
1 特別支援児について	
2 葉山学校用地について	
土 村 秀 俊 議員	40
1 介護保険第6期事業計画について	
2 いじめ防止対策について	
吉 田 裕 哉 議員	55
1 財政の健全化について	
2 総合計画の見直しについて	
3 利府駅周辺について	
4 文化複合施設について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（17名）

1番	安田知己	君	2番	木村範雄	君
3番	土村秀俊	君	4番	吉岡伸二郎	君
5番	高久時男	君	6番	西澤文久	君
7番	後藤哲	君	8番	阿部まさ子	君
9番	鈴木忠美	君	10番	吉田裕哉	君
11番	永野渉	君	12番	羽川喜富	君
14番	伊勢英昭	君	15番	遠藤紀子	君
16番	渡辺幹雄	君	17番	櫻井正人	君
18番	郷右近隆夫	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	堀越秀一	君
政務課長	折笠浩幸	君
財務課長	小山田春彦	君
税務課長	高橋徳光	君
収納対策室長	石川洋志	君
町民課長	庄司幾子	君
生活安全課長	村田政文	君
保健福祉課長	菅井百合子	君
子ども支援課長	櫻井やえ子	君
都市整備課長	櫻井昭彦	君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤智	君

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

上下水道課長	阿部義弘君
震災復興推進室長	大友義一君
生涯学習課長	高橋三喜夫君
会計管理者兼会計室長	大友政一君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	松尾隆治君
教育総務課長	小幡純一君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

事務局職員出席者

事務局長	阿部善男君
主任主査	櫻井涉君
主 事	松木聡君

議 事 日 程 （第2日）

平成27年6月10日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（郷右近隆夫君） おはようございます。

ただいまから、平成27年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（郷右近隆夫君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、7番後藤 哲君、8番阿部まさ子君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○議長（郷右近隆夫君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に従い発言を許します。

初めに、**1番 安田知己君の一般質問**の発言を許します。安田知己君。

〔1番 安田知己君 登壇〕

○1番（安田知己君） おはようございます。1番 日本共産党の安田知己です。

質問事項は3つです。通告順に質問してまいりますので、よろしく申し上げます。

1、歯と健康について。

歯と口の健康は、食事や会話を楽しみ、豊かな人生を送るための基礎となっています。平成8年より厚生科学研究「口腔健康と全身的な健康状態の関係に関する研究」が実施されており、80歳高齢者を対象とした統計分析等から歯の欠損が少なく、よくかめている人は生活の質及び活動能力が高く、運動・視聴覚機能にすぐれていることが明らかになっています。また、要介護者における調査においても、口腔衛生状態の改善やそしゃく能力の改善を図ることが誤嚥性肺炎の減少やADL（日常生活動作）の改善に有効であることが示されています。

国は、80歳で20本以上の歯を残すことができた人を8020達成者と言い、平成34年までに8020達成者を50%まで引き上げることを目標に掲げていますが、以下町長の考えを問います。

（1）8020達成者をふやすため、町はどんな取り組みを行っているのでしょうか。また、早

期対応が重要とされている認知症ですが、近年、歯を健康に保つことが予防に大きな効果を発揮することが明らかになってきています。新たな取り組みが必要ではないでしょうか。

（2）現在行っている40歳、50歳、60歳、70歳の歯周疾患検診の受診率は低い状態であるが、どのようにして受診率を上げるのでしょうか。

（3）宮城県保険医協会の調査で、歯の治療が必要な子供のうち小学生が半分、中学生の3分の2が治療に結びついていない実態が明らかになってきています。本町の状態はどうでしょうか。また、治療に結びつかない子供の歯の治療をどのように進めていくのでしょうか。

（4）子供が歯を失う原因として多いのが、けがによるものであります。特にスポーツ時には相手とぶつかったり、転んだり、スポーツ用具にぶついたりといった事故が原因であり、防止にはスポーツ用マウスガードが有効です。こういった事故は学校で発生しているのでしょうか。マウスガードの有効性の周知及び作成のための支援を行ってはどうか。

2番、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）への取り組みについて。

私たちの体は、骨や関節、筋肉などが連携することで初めて動かすことができます。この体の動きにかかわる部分を総称して運動器、ロコモティブと言いますが、運動器の衰え、暮らしの中の自立が低下してしまう状態がロコモティブシンドローム（運動器症候群）と言います。この状態が進行すると近い将来、要介護や寝たきりになる可能性が高くなると言われています。そのため厚生労働省が健康づくり運動、健康日本21において取り組みを掲げていますが、町としてどのように取り組むのでしょうか。以下町長の考えを問います。

（1）高齢者がいつまでも元気で過ごすためには、骨や関節、筋肉などの運動器の健康を保つことが重要です。そして運動器の障害により、要介護や寝たきりにならないよう日ごろからの予防が大切です。高齢者のロコモティブシンドローム対策はどのように取り組むのでしょうか。

（2）ロコモティブシンドロームは、運動器の病気や老化によって骨や筋肉、関節などが衰えることで引き起こされるため、これまでは高齢者の症状として考えられてきました。しかし最近、しゃがめない、前屈できないなど子供ロコモ症候群と呼ばれるように、子供に対してもロコモという言葉が使われることがふえてきています。子供のロコモティブシンドローム対策も必要ではないでしょうか。

3番、町道高島線の渋滞対策と道路整備について。

町道高島線は、震災復興のための大型トラックなどの通行で道路の痛みが激しく、周辺住民からも車の走行で生じる騒音などの苦情の声が多く寄せられています。また、対面通行のため

右折車などで渋滞が発生しやすくなっています。今後、町はどのように対応するのでしょうか。以下町長の考えを問います。

（1）沢乙1号線と町道高島線は、道路のわだちやひび割れで路面がひどく荒れている状態です。路床からの整備など、抜本的な整備を計画的に進めるべきではないでしょうか。

（2）利府街道と町道高島線の交差点の渋滞対策はどのように改善するのでしょうか。また、この交差点は菅谷神谷沢線からの右折が困難であり、周辺住民からも改善を望む声が挙がっています。どのように対策を行うのでしょうか。

（3）沢乙地区の高島交差点は、利府街道方面からの右折車両が1台でもあると渋滞につながっています。右折レーンの設置に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、歯と健康についての（1）、（2）は町長、（3）、（4）は教育長、2、ロコモティブシンドロームへの取り組みについての（1）は町長、（2）は教育長、3、町道高島線の渋滞対策と道路整備については町長。初めに町長。答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 1番 安田知己議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の歯と健康についてのお尋ねでございますが、まず（1）の8020達成者をふやすための取り組みについてであります。第2期健康日本21利府町計画に基づきまして、乳幼児期の歯と口腔の清掃、あるいは食習慣などの基本的歯科保健習慣を身につけて、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進しているほか、毎年県の歯科医師会が主催する8020よい歯のコンクールへの応募については広報紙に掲載して啓発しているところでございます。今、議員ご指摘のとおり歯を健康に保つことは介護予防に大きな効果を発揮することから、現在町では高齢者等を対象とした出前講座、あるいは介護予防事業におきまして口腔ケアを含めた歯科指導を実施しているところであります。また、これまで母子健康手帳の交付時の集団指導や、乳幼児健診、健康相談、プレパパ・プレママひろばにおきまして歯科衛生士等による子供の歯に関する指導を中心に行っておりましたが、今後は乳幼児検診や各教室に参加している保護者の皆様に対する歯科指導も含めまして、若い世代からの8020運動を実施していきたいと考えております。

（2）の歯周疾患検診の受診率を上げる方策についてであります。今議員御指摘のとおり歯周疾患検診の受診率は低い状態にありますが、年々受診率は上がってきております。少しずつではございますが、歯周疾患検診に対する周知はされてきていると考えております。例年受

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

診率を上げるために検診対象者の皆さまへのチラシによる周知を実施しておりますが、広報紙やホームページを活用して周知に努めるほか、今後町が行う各種教室におきまして対象外の方も含めて歯の定期検診をするようにPRしてまいりたいと考えております。

次に、2点目のロコモティブシンドロームの取り組みについてでございますが、（1）の高齢者ロコモティブシンドローム対策の取り組みについてでございますが、第2期健康日本21利府町計画におきましても、国の計画と同様に運動の習慣化、日常生活における歩数の増加、地域活動への参加の3項目を重点項目として捉えまして、これまで健康運動サポーターの養成など健康づくりの環境整備に取り組んでまいりました。その取り組みの1つにもありますが、昨年度はウォーキングマップを作成して各地区での運動のきっかけづくりとして保健協力員の方々にマップを配付いたしまして、今年度はマップを活用した健康ウォーキング教室の開催を予定しております。運動を無理なく続けることのできるきっかけづくりを推進することといたしております。また、高齢者の皆様の介護予防として地域包括支援センターで、ちょこっと貯金体操教室や高齢者の皆様を対象とした各種体操教室を実施しており、今後も連携して介護予防としてのロコモティブシンドローム対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、大きな3番の町道高島線の渋滞対策と道路整備についてのお尋ねであります。これは（1）と（3）とは関連がありますので一括してお答えを申し上げたいと思います。

今、安田議員御質問の路線につきましては、従来から国際拠点港であります仙台港を往来する大型車両等によって朝夕の交通渋滞が激しく昼夜を問わず交通量が多い路線で、東日本大震災以降はこれまで以上に土砂を積載した大型ダンプが多数通過しており、路面の痛みが進み隣接する住宅への振動や騒音も発生している状況であります。町では、県道昇格に関する要望書の提出、あるいは震災関連車両の県道への迂回対策を実施するとともに、随時維持補修工事を実施しているところでありますが、一日も早く町民の皆様の安心な暮らしを実現するため、昨年度は国庫補助の対象となるクラックやわだち等の調査を行いまして、本年度に補助申請をして採択を受けたところであります。また、高島交差点につきましても交差点の改良計画を検討しておりますが、これまでも一般質問等で答弁しておりますが、震災の影響でやむを得ず事業を中断しておりましたが本年度に補助採択を受けたところであります。本定例会におきまして、それぞれの関連する予算を計上しておりますのでお認めいただけるようお願いを申し上げたいと思います。また、来年度以降につきましても引き続き県道昇格の要望を行うとともに、補助事業を活用して工事に着手することといたしておりますので御理解をお願い申し上げます。

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

次に、（2）の利府街道の町道高島線の交差点の渋滞対策についてのお尋ねであります。平成25年12月定例会におきましても安田議員にお尋ねに対して答弁いたしておりますように、信号機の設置につきましては既設の信号機との間隔が近くて設置は困難な状況となっております。また、渋滞につきましては朝夕の通勤時等に見受けられますが、日中はスムーズに並べている状況であることから、現在のところは状況を見守りたいと考えておりますので御理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 次に、教育長答弁願います。

○教育長（本明陽一君） 1番 安田知己議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の歯と健康について、お答えを申し上げます。

まず、（3）の小中学生の歯の治療状況と治療の推進についてでございますが、昨年度の歯の治療が必要で受診をしていない児童生徒の状況では、小学校で47.9%、中学校では69%となっており、ほぼ県保険医協会と同様の数値となっております。受診をしていない児童生徒への対応につきましては、これまでも歯科検診後に各学校において治療の勧告、保険便りへの掲載や三者面談の際に治療の必要性を保護者のほうに働きかけを行っております。今後も継続し、歯の大切さや重要性につきまして学級指導や保健の学習の中でも指導を行っていくこととしております。また、本町では子供医療費助成により受診にかかる保護者の皆様の経済的負担も軽減されておりますので、あわせて周知を行い治療の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、（4）の歯を失う事故の発生状況とマウスガードの有効性の周知等についてでございますが、まず本町におきましてはスポーツでの事故が原因で歯を失ったという事例は最近の2カ年では報告されていませんが、昨年度学校の滑り台や登校時に昇降口の付近で転倒した際に歯が欠けた事案など3件ありました。また、マウスガードの使用につきましては協議内容によっては有効性があり必要であると考えますが、義務教育の段階ではマウスガードを必要とする協議を行わないことや、衛生管理が難しいことなどから周知や作成のための支援を行うことは今のところ考えておりませんので御理解願います。

次に、第2点目のロコモティブシンドロームへの取り組みについてお答え申し上げます。

（2）の子供のロコモティブシンドローム対策についてでございますが、ここ数年子供の柔軟性や平衡感覚の低下が言われておりますが、その原因は運動する機会の減少によるものであると認識しております。これはスポーツや外遊びに不可欠な要素である時間、空間や仲間が減少するなど子供を取り巻く環境が大きく変化したことによるものであると考えております。こ

のため、学校では体育の授業の際に体づくり運動や補強運動を実施するなど、柔軟性や持続性を高められるように努めているところであります。また、子供がスポーツや外遊びに積極的に取り組むことができるよう業間の時間や昼休みを長めにとるなど、子供たちが自主的に外遊びができるように環境づくりに努めているところでもあります。議員御指摘のとおり、子供たちがロコモティブシンドロームにならないよう今後も各学校に指導、助言を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○1番（安田知己君） では、歯について再質問してまいります。

先週の6月4日からきょうの10日まで歯と口の健康週間ということでこの質問をさせていただきましたが、8020運動というのは日本歯科医師会が行っている80歳で20本の歯を残して健康でよくかめる人生を送りましょうというような運動であります。そこでお聞きしますが、利府町の8020運動の成果、これはどのように進んでいるのでしょうか。効果が少しずつ上がってきていると思うんですが、具体的に80歳のお年寄り20本歯が残っているのが何人いるとか、そういった数値的なものは確認しているのかその辺を伺います。

もう1つは、今後、今の取り組みを行っていけば利府町では平成23年までに8020達成者が50%まで引き上がると予想しているのでしょうか。その辺について考えをお聞きします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長答弁願います。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

まず、8020の成果についてでございますが、町単独での調査のほうは実施しておりませんので、数値は把握できておりません。ただ、国の調査結果では平成23年度は40.2%、また宮城県で実施しております平成22年の調査結果では31.8%という結果が出ております。また、どのように進んでいるのかという御質問でございますが、町といたしましてはこれまでも高齢者に対します口腔ケアといたしまして、元気アップ教室、あるいは出前講座などの各事業の際に講話の中に口腔ケアの大切さについてお話のほうをさせていただいております。これまでの事業の取り組みに加えまして今年度は介護予防教室、そういったものの開催を予定しておりまして、その中で歯科衛生士による指導等を取り入れることとしておりますので、今後もそういった各種事業を通じた健康な歯と口腔の保持に努める8020の運動を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

○1番（安田知己君） 今の答弁ですと、独自の調査は行っていないけれど国のデータとか県のデータで少しずつ行っている取り組みが効果があらわれているということで、今後も努力していくことと思うんですけども、では今行っているいろんな施策あると思うんですけども、この効果が利府町でどのくらい上がっているかということ具体的にはやっぱり確認するためには、やっぱり利府町も独自にその80歳の方の歯の本数どのくらいあるかということの具体的なやっぱり調べる必要があると思うんですが、それについてはどうお考えなんでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

8020の独自の検査はしていないところなんですけど、歯周病検診、各節目年齢に実施しております調査の際の結果では平成26年度現在で20本以上の歯の方、受診した60歳では94.6%、70歳では80.7%の方が20本以上の歯があるという結果が出ております。ただ、歯周病健診の受診者につきましては、歯に対する意識の高い方だというふうに考えておりますので、結果も高い結果になっているのではないかとこのように考えております。町の調査につきましては、今年度健康日本21利府町計画に対する評価を実施するためのアンケート調査を実施する予定としておりますので、その中で実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 引き続きこういったものは、データの的にはとらないということだと思っておりますけれども、なるべく効果がわかるような、そういったことを考えていってほしいなと思います。

次に、認知症と歯の関係ですけれども、最近の研究によりますとアルツハイマー病は第2の記憶をつかさどる海馬の委縮から始まり、脳のMRI検査では歯の本数が少ない人ほど記憶をつかさどる大量の海馬の容積も減っているということがわかってきたということでした。つまり、歯が少ない人ほど、そしてそしゃく能力が低い人ほど認知症の割合が高くなる。つまり歯を大事にすることが認知症予防につながるということが最近の研究でわかってきたんですけども、こういった研究結果があるということは町はどのように受けとめていて、これからどのように対処していくのか、その辺もお聞きします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

議員のお話にもございましたように、何でもかめる人に比べて余りかめない人では認知症の発症リスクが高いと言われております。町といたしましても、これまで介護予防教室等高齢者

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

等を対象とした事業の中で口腔ケアの必要性についてお話をしてきたところでございます。これまでの事業を継続して口腔ケアのほうを推進するとともに、先ほども説明をさせていただきましたが、今年度は新たに認知症を対象とした予防教室を開催するというところで事業のほうを計画しております。その中で、認知症の予防とそしゃく力の関係について実技、そういったものを含めた指導を実施していきたい、そういった形で予防していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） しっかり行ってもらいたいと思います。

次に、歯周疾患検診の受診率について質問しますが、答弁では少しずつ高くなってきたということですが、利府町の受診率今どのような状態でしょうか。お願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

歯周病検診の受診率でございますが、平成22年度から実施のほうをしているところでございます。平成22年度は7.3%という数字でしたが、平成26年度につきましては11.0%の受診率となっているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 少しずつ上がってきたといってもやっぱり11%ですので、まだまだこれからだなという気はするんですけども、そこでまずちょっと1つ提案したいんですけども、最近の若い人も歯周病がふえてきたということもあり、20歳代ですと70%近くの方がこの歯周病にかかっているとも言われております。若い時からの意識づけとしまして、20歳からのその歯周病の検査というのもこれから検討していかなければならないと思うんですけども、どのような意見を持っていらっしゃいますか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

現在行っております歯周病検診につきましては、40歳からの節目検診ということで40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象として実施のほうをしているところでございます。歯周病の疾患の急増期となるというふうに言われております40歳から50歳を対象といたしましてこれまで事業のほうを拡大して60歳、70歳という形で実施のほうをしてきているところです。これらの対象年齢以外の拡大につきましては、当然実施をすれば予防につながるということは考え方もございますが、今実施している事業につきましては国県の補助事業を受けて実施しているところで

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

ございます。補助対象外の事業になること、また今やっているのは定期検診を受けていただいてそのきっかけづくりをということで実施しているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 20歳からの検診は難しいということですが、ではまず、今行っている40歳、50歳、60歳、70歳、節目のこの歯周病検診ですけれども、これは県の保険の補助の事業だと思えますけれども、まずこれにやっぱり町としてちょっとプラスして、対象者を拡大したらいいんじゃないかなと私は思えますけれども。例えば、40歳、50歳とか節目ではなくて、40歳以上の方全て対象にする。そうすれば節目じゃなくて、40歳で受けられなくても41歳に受ければいいわけですから、忘れて受けなかったということもないですし、受診率も自然に上がってくると感じます。そしてやっぱり歯周病の予防についての意識も高まってくると思えます。将来的にはやっぱり、こういったことを行うことによって医療費の抑制、歯周病で歯をなくして保険でお金がかかるとか、そういったこともなくなってくると思えますけれども、その辺についてお伺いをお聞かせください。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 対象年齢の拡大ということのお話かと思えます。先ほどもお話をさせていただきましたが、全年齢対象にすれば確かに有効だという考え方もございますが、歯周病健診、あるいは定期検診を実施していただくためのきっかけづくりということで、あとはそれぞれ御自身の中できちんとその歯の管理をしていただく、そういったことを踏まえた事業として実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今の答弁では、これはきっかけづくりなんで、これでやっぱり意識を高めて個人的に検診を受けてほしいということだと思えますけれども、全国で初めてこの8020運動で、8020達成者を50%超えたという東京都の港区の取り組みをちょっと御紹介しますけれども、利府町のその検診はやっぱり対象者が今節目、節目でしかないんですけれども、そして検診やっぱり40歳で1回とか、年間40歳で1回しか受けられない、50歳で1回しか受けられないというような状況ですけれども、この東京の港区は対象者をやっぱり20歳以上にしているみたいです。そして、回数は毎年、年に2回行って、方法としましても利府町は問診と口腔内検診と保健指導だけ、3種類だけですけれども、この港区は問診と口腔内検診を行った上で歯周病の検査、これは唾液を調査、はかって、検査して、口の中にヘモグロビンとかそういったも

のがないかということで歯周病をあるかどうかを確認する、それでその次にそしゃく力の検査というのがありまして、これは赤とか青とかのガムをかんで、30回とか60回とかかんで、そのそしゃく率がどのくらいあるかということもはかるみたいです。それでその後に、生活習慣病の改善とか喫煙とかの指導を行いながら健康指導を行って行って、そういうことを行った上でこの8020達成者を50%まで引き上げたということなんですけれども、やっぱりこういった先進的な取り組みですね、利府町もやっぱり学んで行って何かこの歯を守る動きというのを強めていかなければいけないと思うんですけれども、それについて今のままでいいというような答弁なのかもしれませんけれども、ちょっとどういうふうに考えているのかお願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

ただいま御紹介いただきました港区のお口の検診としまして、二十以上の方を対象とした検診を実施して、いち早く8020運動の目標値を達成されたということでございますので、そういった点では参考にすべき点多いのかなというふうには考えております。ただし、実施に当たりましては、やはり実施の機関であります歯科医師会との調整、そういったものも必要になるというふうには考えております。先ほどもお話をさせていただいておりましたが、健康日本21の事業評価、それとアンケート調査をことし実施してまいりますので、そういった皆様の意見も踏まえて調査研究をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 次に、歯の治療に結びついていない子供について、ちょっと質問いたします。宮城県保険医協会の資料では、利府町では回答数4校から回答が返ってきたみたいなんですけれども、検診者の数が1,546人で、その中で虫歯の治療が必要な子供が497人、そしてその中で歯の治療を行った子供が291人、59%、6割ぐらいの子供が歯医者さんで治療をしていると。ただし、その4割の子供、その子供というのはそのまま放置しているという結果が出ております。そしてその4割の子供の中には4人、その口腔崩壊、口腔崩壊というのは虫歯がずっとそのまま放置されているもので、歯が溶けてなくなってしまったり、もしくはもう治療できないで抜いてしまうしかないというような、かみ合わせが非常に悪いような状態が4人いたという結果があります。そこでお聞きしますけれども、この治療に結びつかない子供をどうやって治療に、答弁ちょっとありましたけれども結びつけていくのか、そしてその口腔崩壊という4人の方が確認されているんですけれども、そういった子供に対してはどのような対応をとっ

ていくのかお話をお願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

治療に結びついていない子供をどうしていくのかというふうなことでございますが、各学校で各家庭に保険便り等で治療の必要性を周知したり、歯の治療を行っていない子供の親に対しましては治療の勧告を複数回出すなど積極的に受診を促しているところでございます。教育委員会としましては、歯の治療の必要性につきましては十分承知しておりますので、再度学校から該当者のほうへ個別指導等も含め治療を促すように、校長会等で周知してまいりたいと考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） いろいろ努力はしていると思うのですが、利府町の子供の医療費というのは助成していますから、小学生は無料で中学生はワンコインでいけるので、お金がかかるから治療に行かないということではないんだと思うんですけども、この治療をしていない子供、どんなことが考えられるかといいますと、やっぱり乳歯だから、どうせ永久歯に生えかわるから虫歯はそのままにしてもいいんだとか、あとは治療よりも子供の部活動や習い事を優先させたり、そしてこれも問題なんですけれども虐待や育児放棄が疑われる事例もあるということでした。中学生だったら、やっぱり歯医者さんに一人で行くと思うんですけども、小学生のお子さんというのはやっぱり親と一緒に歯医者さんに行くと思うので、やっぱりこの子供の虫歯について保護者は余り重大なことだとは感じていないんじゃないのかなという気がするんですよ。そこでですね、やっぱりこの治療に結びついていない子供ですけども、各家庭のその事情というのですか、そういったのをしっかり確認しながらもっと積極的に保護者への啓発とか、あと子供への指導を考えていかなければならないんじゃないかなと思うんですけど、何かお考え等あればお聞かせください。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答えいたします。

確かに、治療の必要な子供のうち半分程度のお子さんたちが治療していないというふうなことでございますので、教育委員会としても早期治療の必要を再度親御さんのほうへ働きかけまして、まして利府町では小学生は無料で受診できますので、そういった点も再度含めまして周知して治療を促していきたいと思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） いろいろこれからも引き続き治療に結びつかない子供を治療に結びつくように頑張っていってほしいと思います。そこで、やっぱり子供を虫歯にさせないということも必要なんじゃないかなと思うんですが、平成26年6月に一般質問でフッ素を拡大したらいいんじゃないかというような質問をしたんです。答弁では、塩釜歯科医師会に指導を求めて前向きに進めていくように考えていくという話だったんですけども、その後はどうなっているんでしょうか。お願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

フッ素塗布につきましては、現在2歳半の歯科検診時に希望者に対して実施をしているところでございます。その実施に当たりましては、ただいま議員のほうからお話いただきましたように、歯科医師会とその有効性そういったものを協議のほうをいたしまして、歯が生えそろうやはり2歳半に実施するのが一番望ましいんじゃないかという御意見をいただきまして、2歳半の歯科検診ということで継続して実施しているところでございます。ただ、フッ素の塗布につきましては、その1回の塗布ではなくて年にやはり数回実施をすることによって望ましい予防ができるのではないかというふうな意見もいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今の答弁で、子供たちの歯が生えそろう2歳半に1回フッ素塗布を行っているということですが、やっぱり子供を虫歯にさせないというふうに何が一番有効なのかなって考えられるのは、今のところこのフッ素の塗布だと思うんです。これを塩竈で今3回まで拡大していますし、利府町でもやっぱり拡大のほうを考えていかなければならないと思うのですが、そこでやっぱりちょっと提案したいんですけども、全部が生え終える2歳半ではなくて、もう歯が生える6歳半からやっぱり行ったほうが良いと思うんです。そしてその期間も3歳まで拡大する。ですから、1歳6カ月から3歳まで年齢を拡大する。そしてフッ素塗布もやっぱり1回だと効果が薄いということなので、半年に1回、6カ月に1回、年間2回やれるような、そういったふうに拡大する。そしていろいろ塩釜歯科医師会と連絡をとって行っているということなんですけれども、やっぱりフッ素を塗るところは塩釜歯科医師会さんとやっぱり協力して指定の病院で塗ってもらうようにして、そうすればスムーズに行われますし、そういった拡大をやっぱり考えていかなければならないと思うんですけども、そのフッ素塗布をもっともっと拡大しろということなんですけれども、その辺について、こういった施策につい

てどのようにお考えでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 2歳半で今実施しておりますフッ素塗布につきましては、これまでもお話をさせていただいておりますとおり、子供の歯の健康の予防のためのきっかけづくりの機会として捉えていただきまして、保護者がきちんと子供さんの歯の予防をしていただく、そういったことを前提として各種検診時においても指導を行っているところでございます。そういった状況からも、当分の間フッ素の塗布につきましては現状のままで行っていきたいというふうに考えております。何よりもまず保護者の方がきちんと歯科の予防をしていただく、そのきっかけ、それをやはり皆さんに御理解いただくことが一番大切なことではないかなというふうに考えております。なお、利府町の場合子供医療費の助成の拡大も行っておりますので、そういったものもぜひ有効に活用していただけることができればなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今、子供の医療費の無料という話が出ましたが、やっぱり虫歯になってから病院に行くのではなくて、その虫歯にならないような努力、そうすればやっぱり医療費の削減ということも考えられますので、これはぜひ今後とも研究して実施できるような方向性に持っていつてもらいたいと思います。

次に、マウスガードについて質問しますが、この2年間で事故の報告がなかったということで幸いだと思うんですけども、欧米ではスポーツやっている子供というのは当たり前のように、このマウスピースとかマウスガードを装着しております。アメリカの少年野球でもやっぱり外傷防止とか歯を守るために、このマウスガードを使っております。義務教育とスポーツの中ではやっぱりマウスガードまでは必要ないというような考えだとは思いますが、やっぱり私の知っている子供もサッカーで相手とぶつかって歯を折って、それで病院で治療を受けて、その子供はちゃんと治ったからいいんですけども、やっぱり実際そういう事故も怒っているんです。このマウスガードというのは、やっぱり外からの衝撃から歯を支える、守るだけではなくて、やっぱりかみ合わせがしっかりできますので脳への障害というんですか、やっぱり脳震盪とかというのも和らげられると、そういったことも言われております。こういった実証というのは、やっぱりどこでも実証されていますから、一生懸命スポーツに取り組んで頑張っている子供とか、その保護者にはマウスピースのメリット、こういったものを周知して、

そしてこのマウスピースってやっぱり自分で歯医者さんでつくと1万から2万ぐらいかかるんです。ですからこういった一部補助金というのでも検討していくべきではないのかなと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、協議によっては国内でも義務づけられているものとか、装着が望ましいものも確かにございます。スポーツ中の事故を防いだり、脳への衝撃を和らげるため、そういうことがあるかと思いますが、先ほど申しましたように義務教育の段階ではあえてスポーツガードを必要とする競技を行っていないというふうなところで、学校で使用、着用する場合にはつきましては個人の管理となりますので、必要性着用につきましては保護者の判断により装着していただくというふうなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） スポーツにおいて安全対策というのは、何よりも大事にしていかなければならないものだと思います。それで、歯を折ったときの治療費や治療期間、痛みとかって考えると、少ない金額で事故を防止できるのがこのマウスガードだと思います。今後、マウスガードについては研究して、スポーツの種類によってはマウスガードの普及というのも考えていってもらいたいと思います。

次に、このロコモティブシンドロームについてお聞きします。日本臨床整形外科学会のホームページによりますと、このロコモティブシンドロームはメタボリックシンドロームや認知症と並び健康寿命の短縮、それから寝たきりや要介護状態の3大要因の1つになっているそうです。そこで質問いたしますが、現在利府町でこのロコモティブシンドロームについて何か研究を行っているのか。そして、今度健康ウォーキング教室というのを考えているみたいですが、こういったロコモティブシンドロームに特化した取り組みというのはいつからやろうと考えているのでしょうか。お聞きします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

ロコモティブシンドロームにつきましては、国におきましても健康日本21の第2次計画に初めてその取り組みを記載したというような内容になっております。これまで町といたしましても、特にロコモティブシンドロームに対する研究そういったものは行っておりませんが、研修会等が開催されておりますので、そういった機会に保健師等が受講のほうをさせていただいて

いるところでございます。ロコモティブシンドロームに特化した取り組みをいつからというお話なんです、これまでもロコモティブシンドロームというのは新しい提唱かとは思いますが、運動機能を低下させない、やはり歩く、やっぱり筋力をつける、柔軟性を保つということは必要なということで、町といたしましてもウォーキングをするための取り組みというのをこれまでさせていただいているところでございます。さらに、高齢者を対象とした介護予防教室においても、そういった運動機能に着目した事業、そういった体操を取り入れてやっておりますので、そういった取り組みがその特化したというところではないんですが、類似したような事業というふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） これまで利府町を含めて全国的に同じシンドロームでもメタボリックシンドロームについては対策に力を入れてきて、実際に効果も上がってきていると思います。今後メタボリックシンドロームと並んで、この大きな社会問題になるのではないかとされているのが今紹介しています、お話していますロコモティブシンドロームであります。既に多くの自治体でかなり本格的な取り組みが始まりつつあり、インターネットや新聞など見てもさまざまな取り組みを行っている自治体の名前が挙がってきております。例えば横浜市とか。そういった先進的な取り組みを利府町としても学んでいって、このロコモティブシンドロームに対して特化した対策を考えるべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

自治体によりましては、先ほど議員から御紹介がありましたようにロコモティブシンドロームに特化した予防としてのオリジナルの体操、そういったものを取り組みを行っている自治体もあるというふうに聞いております。町といたしましても先ほどお話をさせていただきましたように、これまで実施している各種体操教室、そういったものにも十分ロコモティブシンドロームの対策として有効であるというふうに認識をしているところでございますが、さらに今後ほかの自治体の取り組み、そういったものを調査研究して本町で取り組めそうなものがあれば積極的に取り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） このロコモ、通称ロコモって言われているんです。ロコモ予備軍というのが、ある調査では全国で4,700万人いるというふうに言われております。それで心配されますのが、今後の社会保障費の増大、非常に懸念されておましてロコモも2025年問題というのが

あるようで、これは2025年になりますといわゆる団塊の世代の方たちが75歳以上の高齢者になるということで、その方たちにかかる医療費や介護費用がいっぱいかかって増大して財政が圧迫されてしまうということがやっぱり目に見えている状況だと思うんです。今から早期に対応していけばまだ間に合うと思いますので、ぜひこの2025年問題というのも見据えて早期に取り組んでいかなきゃならない課題だと思いますけれども、そういうことが課題としてあるんですが町としてどうなんですか、早く取り組むという考えなんですか、それとももう少し研究をしながらゆっくりやるということなんでしょうか。お聞かせください。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

ただいま御意見いただきました2025年問題は、本町におきましても同様に大きな課題になるというふうに考えております。当然介護や医療費の増大を抑えることが肝要ですので、そういった取り組みを町としても進めていかなければならないというふうに考えております。ただ、ロコモティブシンドロームに特化したというような事業ではなくて、これまでも介護予防、認知症予防ということで高齢者の体力向上、あるいはスポーツを通じた若い世代の体力向上というのを努めておりますので、そういったものも今後継続しながら国のほうでロコモティブシンドローム、そういったものをまず理解していただくという取り組みを一番最初の目的として掲げております。町としてもそういったところを見据えた取り組みをこれから進めてきたいということで考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今後、利府町の健康寿命を延ばすためには、このロコモティブシンドロームの予防というのはこれは必要不可欠だと思っております。この健康寿命を延ばすということは、やっぱり町民の幸せだけでなく町の財政、そういったものにもメリットもありますし、やらないというその選択肢はないと思いますので、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

次に、子供のロコモティブシンドロームについてお聞きします。今、子供たちの体に異変が起きていると言われております。この問題というのは、去年ですかNHKのクローズアップ現代でも取り上げておまして、私の知っている子供でも小学生で床に足の裏をつけてしゃがめない、しゃがもうとするとそのまま後ろに倒れてしまう。非常に足首のかたい子供がいたんです。番組の中でも、やっぱり整形外科の先生もびっくりするほど体が極端にかたい。その体がかたいために、今まで本当に考えられなかった、昔では考えられなかったけがをする。跳び箱をしたときに手首を折ってしまうとか、そういったことがあるということでした。これは運動

不足の子供だけではなくて、サッカーとか野球とか一生懸命運動をやっている子供にもそういったことが見られるということなんですけれども、町としてこの問題をどのように考えて、これからということだと思えるんですけれどもどのような対策を考えているのか、その辺について考えがありましたらお聞かせください。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答えいたします。

子供の体がかたくなっているというふうなことなんでございますが、この原因につきましてはやはり運動不足、あるいは子供の二極化と言いましてスポーツをやっている子供とやっていない子供がおりまして、やっていることも一部分のほうが筋肉が使っていないというふうなことが言われております。対策といたしましては、やはりいろいろな外遊びを行わせたり、体育の時間で体ほぐし運動を行ったり、運動習慣を身につけさせるために運動する楽しさを味わわせること、そして生涯を通じて適切な運動を続けていくことの大切などを教えていきたいなと思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 文部科学省が子供の体の異変、これをやっぱり重く見まして、昨年から抜本的な対策に乗り出しました。運動器の機能不全や障害を早目に見つけだし、適切な指導や治療につなげるように、学校の健康診断を見直そうということでした。これまでは健康診断で運動器の検診というのはされていませんでしたが、昨年改正された法令では新たに運動器の状態も注意するようにと、そういうことが明記されているんです。運動器に対する知識とかいろんなものが必要になってくると思うんですけれども、学校としてどのようにこれには対応していくのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答えいたします。

昨年、学校保健安全法施行規則の一部の改正がございました。その中に運動器検診の導入が盛り込まれております。それに伴いまして、現在文科省におきまして児童生徒の健康診断マニュアルの改定を行っている段階というふうなことがございますので、マニュアルができましたらどのような形で対応していくのか、そういったことを参考にしながら取り組んでまいりたいなと思っております。あわせて、町内の小中学校の養護部会で情報の共有を図りながら対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今の子供のロコモ、こういったことが疑われる子供たちの状態をやっぱりそのままに放置していれば、大人になって介護とかもういろんな問題が起こるという可能性が高いと思います。子供の体の異変をどう食いとめるか、今後の課題ですがしっかり対応してもらいたいと思います。

ちょっとこの質問を最後に町長にも聞いてもらいたいんですけども、利府町は子育てに力を入れていまして子供もだんだんふえてきております。こういった今まで考えられなかった問題、これからもどんどん起こってくると思うんですけども、やっぱりいち早く情報をつかんで早目早目の、何でも早目早目の対策を、対応を考えていかなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 町長指名です。答弁。教育長答弁願います。

○教育長（本明陽一君） 私のほうからお答えを申し上げます。

今、安田議員につきましては専門分野だと思いますけれども、歯のこととか体のことにつきましては。もちろん教育に関するプロでありますから、当然そのような状況につきましては各学校とも把握しておりますし、養護教員につきましてはいち早くそういった状況を把握して取り組んでいるのが実態でございます。文科省もやはり体育の導入につきまして、体のほぐし運動とか早目の対策をとりながら進めているところがございますけれども、ロコモティブシンドロームが大きく取り沙汰されている中には、子供たちのやっぱり先ほどお話ししましたけれども環境の変化、つまり子供たちが遊ぶ場所がなかったり、またゲームに走ったり、そういったことで体を動かす機会が非常に少なくなったという問題がございます。これを理解するためには学校だけではどうしようもない場合があるわけです。保護者の理解を得ながら、やはり家庭の教育を進めていく、または地域の教育も進めていく。やっぱり三者の教育を進めていって子供たちのこれからの成長にかかわっていくということが非常に大切でないかなというふうに思っております。そして各学校においては、そういった対策については、例えば先ほど申し上げましたように子供たちの活動ができるような状況を工夫しながら、時間のないところでありましてけれども取り組んでいるというのが現状であります。ですから議員御指摘のとおり、教育委員会が全然わからないとか、学校がわからないんじゃないかということは絶対あり得ませんので、そういったことの状況につきましては私たちもプロとしてやっておりますので、そういった点は取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） これからもしっかりと取り組んでいただくようにお願いします。

最後に、お待たせしました櫻井課長、町道高島線ちょっと質問したいと思います。

これは、阿部まさ子議員とかこの前の一般質問でも住民の声を受けて非常に困っているんだということを訴えてきたことですし、あと交差点の問題とかは後藤 哲議員も毎回一般質問でこういったことを訴えてきたことだから、ちょっと補正予算のほうにも上がってきたのかなと思うんですけれども。そこでお聞きしますけれども、今回一般会計の補正予算のほうに実施設計ということがありました。このどんな内容で行うのか、これからの予定、順調にいったときの予定とか、または着工日とかその辺のことをまずお聞かせください。そして、この町道高島線今大型トラックとか非常に交通量が多いので、大規模な改修工事となりますと渋滞対策、そういったことも考えていかなければならないと思うんですけれども、その2点についてお聞かせください。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 1番 安田議員の再質問にお答えいたします。

まず、今年度の実施を予定しております実施設計業務につきましては主に交通量調査、舗装構成の決定、施工方法の検討、それから図面の作成を行うこととしております。来年28年度からは、補助金の決定がされ次第工事を行う予定となっております。具体的な施工時期や施工区間につきましては、今年度行います実施設計業務の完了後に地域の皆さんに御説明をしていきたいと考えております。

また、工事中の渋滞対策、これにつきましては議員御質問のとおり大規模な改修工事となることから、通常は片側通行による工事となり現状のままでは渋滞が予想されますので、夜間工事での施工も含めまして警察と協議し、渋滞を最小限で抑えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今、こういった内容でやるか、あとは渋滞対策として夜工事を行うということがわかったんですけれども、周辺の住民の方からのちょっと意見がありまして、この沢乙1号線、大沢西の東側ですか、その菅谷台小学校があるところだと思うんですけれども、あそこ少し山になっていますよね、菅谷台小学校上のほうに見えますから。その山からおりてきた雨水、こういったものが道路の路床に影響を及ぼして、その影響でその道路の沈下というのが激しいんじゃないかと。ですから、そういったことがあるんであればその雨水を川のほうに

流してやるような、その対策も必要ではないかと、そういったことが1つありました。

もう1つは、これも住民の方からなんですけれども、道路でマンホールのふただけが飛び出している。マンホールは沈みませんから、そのほか沈んで、アスファルトが沈んでしまって、そういった場所が結構あるということなんです。改修してもやっぱり大型トラック走るものから、そういったマンホールがまた飛び出す状態になるので、そのマンホールのふたというのは歩道のほうにできるんだったら移動できないかというような、そういった意見もあるんですけれども、それについてどうお考えなんですか。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

第1点目の山側からの湧水対策でございます。この件につきましては、付近の住民の方から同様の意見をいただいております。ですので、本年度実施いたします実施設計業務、この中で調査検討していくこととしております。調査の結果次第では、その区間の水処理対策や道路の舗装構成、これで対応していきたいと考えております。

それからあと、マンホールのふたの段差対策。これにつきましては、歩道への移設となりますと本管からの布設がえが必要となりまして多額の費用がかかることとなります。実施は困難でありますので、今後ともマンホールふたの段差の解消につきましては定期的に維持補修を行って対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） では次に、沢乙地区の高島交差点、それについてちょっとお聞きします。

今回沢乙1号線と町道高島線は整備を行うということで、今度それと同時にこの高島交差点の右折レーンの設置というのは行うつもりなんですか。何か聞いたところによると、土地は購入してあるのでいつでもできるんだけれども、なかなか進まないんだということなんですけれども、この町道高島線とこの高島交差点の交差点右折レーンの設置というのは同時に行う予定なのか、そういったことをちょっとお聞きします。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

交差点の改修につきましては、今年度予定しております実施設計業務の中で補修業務と同じように詳細な設計業務を行うこととしております。改修の主な内容につきましては、議員がおっしゃっている右折レーンの設置、それから交差点の中心を南側に移動しまして現在の変則的なY字路を丁字路に改修する業務でございます。施工時期につきましては、交差点改良につき

ましては改良工事を平成29年度に予定しております。補修業務につきましては、先ほど御説明したように早速来年度から工事に入るような予定でおりますので、補修業務のほうが1年早くなる予定となっております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 周辺の住民からいろいろ聞きましたけれども、やっぱり何回要望しても進まないんでもう諦めていると、そういった方もいらっしゃいましたし、または朝方の大きな音がして眠れないと、これは住んでいる方はやっぱり本当に苦勞しているのが感じられました。改修工事の予定等を、これはもうしっかり周知して早く住民を安心させてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で、1番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は11時15分とします。

午前11時03分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 吉岡伸二郎君の一般質問の発言を許します。吉岡伸二郎君。

〔4番 吉岡伸二郎君 登壇〕

○4番（吉岡伸二郎君） 4番、吉岡伸二郎でございます。

今定例会において、2点について質問をいたします。

1、特別支援児について。

町の施策では、子育て世代への子育て支援、高齢者に対するサービス、レクリエーションの開催、支援等は年々充実してきているように感じられております。今後もよりよい施策の向上に努めていただきたいと思います。それに対し特別支援児と言われる障害児に対する町としての施策が議論をされる機会が少ないと思われる。家庭内ではかなりの不安を抱えているのが現状である。その不安を少しでも解消していくことが急務であると考え、次の点について伺います。

（1）現在特別支援を必要とする幼児や児童について、町ではどのように把握しているのかを伺います。

（2）特別支援の一連の流れはどのようになっているのか。

①就園及び就学児の対応はどのようになっているのか伺います。

②支援学校終了後の進路は、軽度、重度の障害の場合によって異なってくると思うが、具体的にはどのようになっているのか伺います。

（3）ショートステイ、学童保育のシステムは、町ではどのように対策をとっているのか伺います。

（4）グループホームといった施設は町内にはないが、今後も他の市町に頼っていく方向なのか。また、近年中に整備する考えはあるのか伺います。

大きな2番、葉山学校用地について。

葉山地区の学校用地については、これまでの一般質問でも取り上げられ、葉山地区はもとより多くの町民の人たちも関心を持っている地区である。現段階での葉山の子供の数では学校は建てられないというが、これまでの回答で2工区の建設が進めば、そのときは学校建設も検討していくとあった。そこで次の点について伺います。

（1）学校用地として活用するために、今日まで未工区着工に向けてどのように業者に対して交渉してきたのかを伺います。

（2）学校用地を初め空き地についてはソフトボール、ゲートボール、野球など複数の場所で行われていることから駐車スペースがなく、車道に多く駐車されているときがある。地域住民の通行などに支障を来している状況でもある。環境的にも望ましくないことから現実を把握し、それに対する対策を検討する必要があると思うが町の考えを伺います。

（3）学校用地として譲渡された仙台市は現状をどのように説明し今後の展望を示していくのかを伺います。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について当局答弁願います。1、特別支援児について、2、葉山学校用地について、いずれも町長。答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 4番 吉岡伸二郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず第1点目の特別支援児についてでございますが、まず（1）の特別支援を必要とする幼児や児童の把握についてでございます。

毎月乳児健康診査、1歳6カ月児健康診査、2歳6カ月児歯科検診、3歳児健康診査を実施いたしまして内科、歯科診察のほか、対象となる子供の年齢に応じた発達・発育の確認を行っているところであります。その中で、発達等が気になる子供がいる場合は保護者の方にその結

果を伝えまして、個別の訪問や乳児発達相談事業などにつなげるなど支援を行ってきているところでもあります。また、町内の保育所、幼稚園、児童館等におきまして発達等が気になる子供がいる場合、これまでも保健師等が施設に出向き相談ができることを周知しており、引き続き各施設の職員の方々と連携をとりながら支援する体制をとっております。

（2）①の就園及び就学児の対応についてでございますが、さきにも述べたとおり乳幼児健診で発達に気になる子供、あるいは保育所等から相談があった子供に関しましては、その後保健師等の専門職が早期療育支援に向け相談や支援を行っているところでもあります。就園、就学に向けましても学校などの関係機関と連携を図りながら施設の見学、保護者の方々も含めた情報の共有を行いまして、その子供に適した就園、就学ができるように支援をしているところでもあります。

次に、②の支援学校終了後の進路につきましてでございますが、高等部卒業後の進路につきましては支援学校において指導に当たっております。卒業後の進路といたしましては、一般企業に就労する方、また障害福祉サービスの生活介護や就労に向けた訓練等、サービスとして就労移行支援、就労継続支援などのサービスを利用する方など、本人、家族の希望や状況に応じ、さまざまな状況であると伺っております。

次に、（3）のショートステイ、放課後デイサービスについてでございますが、家族からサービスを利用したいと相談があった場合は、それぞれの利用に当たってはサービス利用計画書が必要となることから、利府町社会福祉協議会のひまわりや県の社会福祉協議会のぱれっとなどの相談支援事業所を紹介しております。これらの相談支援事業所は、本人、家族の状況や意向を確認の上、利用回数、利用するサービス事業所を決定いたしまして作成したサービス利用計画書に基づき、町が支給の決定をいたしまして利用をしていただくシステムとなっているところでもあります。

（4）のグループホームについてでございますが、今議員御指摘のとおり町内にはグループホームはございませんが、町外の施設でも利用が可能であり、現在13名の方が利用されておるところでもあります。町といたしましては、今後も障害のある方が地域で安心して暮らせるよう相談支援事業との連携を図りながら、適正にサービスが利用できるように努めていきたいと考えております。また、グループホームの整備につきましては、現在民間主導型となっており、今後開所希望の事業者がある場合は本町のニーズなどの情報を積極的に提供いたしまして、事業所の開所につながるよう努めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いを申し上げます。

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

次に、大きな2番の葉山の学校用地についてであります。まず（1）の2工区着工に向けての業者との交渉についてであります。この東日本大震災後、内陸部への住宅需要が高いことから、これまでも開発業者に対して継続して早期着工の要請を行ってまいりました。開発業者におきましても住宅需要が高いことは理解しており、第2工区の開発についてはさまざまな手法を検討して早期着工に向け協議を進めてまいりました。しかしながら、開発業者におきましては消費税増税に伴いまして、今後の住宅需要がまだまだ不透明であること。あるいは復興事業の影響によって建築資材や人件費の高騰など、開発コストが増大しているために着工に当たりましては慎重にならざるを得ず、引き続きあらゆる角度から開発の手法について検討している状況であると伺っております。町といたしましても、この需要の高いこの機会を逃さないように今後も引き続き開発業者へ積極的に働きかけを行うとともに、葉山地区にとって効果的な土地利用が図れる具体的な開発の提案がされるように協議を進めてまいりたいと考えております。

（2）の地域住民の通行対策についてであります。早急に駐車状況を把握するとともに、その結果を踏まえまして地域住民の皆様の御迷惑とならないように用地内の駐車スペースを確保するなど、対応してまいりたいと考えております。

（3）の仙台市の現状説明と今後の展望についてであります。葉山地区の学校用地は平成11年度に仙台市から社会福祉施設や小中学校などの公共公益施設用地として土地利用を図ることを目的に購入した用地であります。現在第2工区が着工されていないなどの影響から、事業が当初計画のとおり進捗していないために介護老人福祉施設、保育所、町営葉山住宅を除いて未利用となっております。この用地の土地利用方針については購入した当時から変更していないことから、仙台市に対して特に説明等は行っておりません。また、今後の展望につきましては当初の目的どおり公共公益施設として土地利用を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） それでは、1番の特別支援児についてから再質問させていただきます。

まず、（1）の特別支援を必要とする幼児や児童の把握についてでございますけれども、今の町長の答弁では毎月乳児健康診査等の実施の際、年齢に応じた発達・発育の確認をしているということでありました。この際、確認の仕方といたしまして家庭内、特に母親とのコミュニケーションが大切になってくると思うんですけれども、まず支援児の家庭とは町はどのような

連絡体系をとっているのか伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 4番 吉岡議員の再質問にお答えいたします。

特別支援児の家庭との連絡でございますが、先ほど町長の答弁にもございましたように各種検診時、発達等が気になるお子さんがいる場合には、役場の保健師のほうから電話等で連絡をさせていただいているところでございます。その上で電話等での相談、あるいは福祉センターに会場いただくなどいたしまして、その後の経過観察あるいは支援につなげているところでございます。その連絡に当たりまして、いずれも保護者の理解がまずないと前に進まないということでございますので、保護者の方とのコンタクトをうまくとって支援につなげるという形を今はとっているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） 今のお話ですと、気になる子供にはコミュニケーションをとるというふうにならざるを得ないと感じたんですけれども、ふだんからそういった特別支援児、役場のほうでは把握されていると思うんです、どの家庭にいらっしゃるかというのを。そういった際に、ふだんからのこのコミュニケーションのとり方、連絡体制はどうなっているのかちょっと聞きたかったですけれども。もう一度お願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

ふだんからの連絡体制ということでございますが、通常業務においても気になるお子さんについては定期的に連絡をとる。あるいは幼稚園、保育所から御相談いただいた場合は、保健師のほうからそれぞれ出向いてお子さんの様子を経過観察し、保護者の方にその様子を伝える、あるいはその施設とかにおいて適切な支援が受けられるような、そういった支援体制をとっているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） わかりました。わかったんですけれども、表に出てこない見えない児童というのがあると思うんです。つかみきれない悩みを持っているそういう家庭もあると思いますので、そういったところまで今後心配りをさせていただければと思います。

それで次に、この特別支援児に一番地域でかかわる人というは民生委員になってくると思うんですけれども、この民生委員のかかわり、その特別支援児はその地区にいる、いないにもよってくるんですけれども、この民生委員はその特別支援児がおられる家庭とどの程度まで今か

かわりを持っているのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

民生委員と特別支援児のかかわりということの御質問かと思えます。民生児童委員につきましては、御承知のとおり地域福祉の担い手といたしまして相談や支援、そういったものを行っているほか、地域の子供たちが安心して暮らしていただけるように子供たちの見守り、同じように相談支援を行っていただいているところでございます。民生委員が直接かかわる場面といたしましては、御本人様や御家族からの相談であったり、地域において気になる方がいる場合については役場のほうにお知らせをいただくなど、その地域と行政とのパイプ役、そういったものも民生委員としての役割として御支援いただいているところでございます。ただ、いずれの場合も御本人様の御理解または御本人様がやはりそういったものを御希望される場合でなければ支援につながらないということもございますので、そういったところを踏まえて民生委員の方には御協力をいただいているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） 民生委員の寄せられる相談というのも、役場に届く相談というのも、支援児の年齢、障害の度合いによって相談の内容も当然変わってくると思います。内容も多岐にわたっていると思われませんが、年間どのくらい相談というのは寄せられているのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

相談の内容と件数でございますけれども、平成26年度、昨年度の状況で申し上げますと、乳幼児、就園前のお子さんですと平成26年度は18件相談が寄せられております。内容といたしましては、発達に関する相談、あるいは幼稚園などへの就園に関する相談、そういったものの相談が多い内容となっております。また、小学校の入学に際しまして相談の件数といたしましては約20件ほどとなっております。こちらに関しましては就学先の相談、あとは学校におけるその個別の配慮、そういったことに関する相談内容となっているところでございます。また、定期検診ということでそれぞれ各年齢ございますが、やはり発達の状況がよく見えてきます3歳児における件数では、言葉のおくれであったり、落ち着きがない、あとは全体的にその発達がおくれているということで、健診の際こちらのほうで気になるお子さんということが約51名おりました。そのうち児童相談所のほうへつないだお子さんが6名、あと町のほうで専門の指導員等を配置して実施しております森の相談室、そちらのほうにつないだお子さんが11名いらっ

しゃいます。ただ、いずれも小学校就学前のお子さんの件数となっております。小学校に入学してからは学校での支援というふうな形になるかと思えます。ただし、福祉サービスを利用する場合につきましては、それぞれの設置しております相談所において相談することになるかと思えますが、昨年の相談の件数を見ますと2カ所の相談所に子供さんの相談で見えられたのは41件ほどとなっているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） わかりました。件数的に多いのか少ないか、ちょっと僕も判断できかねるんですけども、先ほども申し上げましたようにこれでも隠れている件数があると思うんです。そういったところに町として心配りをさせていただければと思います。

（2）の1、就園及び就学児の対応についてなんですけれども、先ほど町長の答弁のほうで情報の共有を行い、その子供に適した就園や就学ができるように支援しているというふうにいただいたんですけども、（1）で申し上げたとおり家庭とコミュニケーション、あと情報の共有、これは一番大事になってくるかと思えますので、引き続きこれは支援していった情報を密に取り合って支援をしていっていただきたいと思えます。

それでは、②の支援学校終了後の進路についてでございます。

26年3月の定例会で西澤議員も質問しておりましたが、親としては支援学校を卒業後の進路が一番不安であると思えます。そのときの答弁が、卒業前の支援会議に職員が参加している。保護者や施設と情報交換を行い、きめ細かな相談体制の整備に努めるとありました。その後の進展はどうなっているのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

支援学校卒業後の進路に関しましては、先ほど町長の答弁にもございましたように学校教育法の中の進路指導という形でやっております。ただし、一般企業への就労に結びつかないお子さんもいらっしゃいます。そういった方々につきましては、福祉サービスの事業所、そういったものを利用する場面が多々出てまいります。そういったことを踏まえまして、利府支援学校のほうで実施しております就学のための懇談会、そういった場面に町のほうも出席をさせていただきまして、一般そういった企業さん、保護者あるいは生徒さん、そういったところとの情報交換、そういったものを実施するようにしているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） 生活介護施設の就労支援として、軽度の子供たちは箱折りなどの仕事

はあるようですが、重度の子供に対しては対応も慎重になってくると思います。この点に対して町の対策としておこなっているようなものは感じていないでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

一般就労ではなくて生活介護に関する支援になるかと思えます。生活介護につきましては、御承知のとおり常時介護を必要とする障害者の方で、やはり就労に結びつかないそういった方につきましては施設において入浴、食事、排せつ、そういったものの支援のほか、創作活動あるいは生産活動の機会の提供を行うということで生活介護のサービスのほうを実施しております。就労のための施設ではないというところもございまして、どちらかという和生活全般の介護支援というふうな形が事業のメニューになってくるかなというふうに考えております。

町の対策のおくれを感じていないかということでございまして、利府町内にこういったお子さんを対象としたサービスの施設、今現在16施設ほどございまして。そういった意味では近隣市町村に比べましても、日中のそういった生活介護であったり就労支援を受ける施設としては、本町といたしましては充実しているのではないかなというふうに感じているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） わかりました。それでは、充実した取り組みを続けていっていただきたいと思えます。

それでは、（3）番のショートステイ、放課後デイサービスについてでございます。

サービスが受けられる児童等に対する対応は町長の答弁で理解いたしました。が、普通食が食べられず医療ケアがやっとならぬ、ショートステイ、学童保育が受けられないというような児童に対する対応・対策は町のほうとしては今ちょっとお話ありましたけれども、もう一度お願いいたしたいと思えます。対応・対策について。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

普通食が食べられずに医療ケアが必要なお子さんのショートステイ、児童デイサービスの利用についてかと思えます。児童デイにつきましては、ことしの3月までは確かに町内に医療ケアができる施設のほうはございませんでした。町としてもその重度のお子さんの児童の受け入れのできる施設を望んでいたところでございまして、ことしの4月からそういった民間の施設のほうの整備が整いまして、これまで受け入れができなかった医療ケアが必要なお子さんの受

け入れをしていただいているところでございます。4月から事業がスタートしたということで、徐々に今後受け入れの枠を拡大していきたいというお話も受けておりますので、これまで不足していた分が充実していくのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） では、4番のグループホームの町内での施設整備についてでございます。先ほど課長のお話の中には、町内の施設は他の町と比べて充実しているんだというお話がありました。が、施設の受け入れ態勢や町の対応に対して不安を感じている親御さんたちも少なくないようでございます。どのようにその施設と町はかかわっているのか、具体的に答えていただきたいと思えます。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

施設と町のかかわりについてということでございますが、施設の整備に当たりましては、その指定は都道府県が行うことになっております。そのまた利用サービスを受ける際には、利用サービスを受ける方がどういった施設がいいか、そういったものを選択をしてそれぞれ御自分のニーズに合った施設と契約をして利用していただくというふうな形になっているところでございます。御不満をお持ちの方がいらっしゃるということで、それがどういった内容なのかははっきりとはわからないところでございますが、各施設が適正なサービスが提供できるように県のほうで指導等を行うことになっておりますので、そういったことを踏まえて町としては適切な運営とかそういったものができているのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） 利府町には支援学校もあり、支援児を抱えた家庭の転入もふえてきていると聞いております。当然、要望と需要のバランスも問題は現実としてあると思うんですが、できれば年齢に準じた施設というものはつくれないのか。また、町単独としての施策が難しいのであれば、例えば二市三町の広域での整備も念頭に入れてもいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

年齢に応じた施設整備とのお話でございますが、施設整備につきましては利府町だけではなく宮城県全体として、障害児、障害者の入所施設が少ないということで問題提起されていると

ころでございます。本町におきまして昨年策定しました第4期障害者障害福祉計画におきましても、保護者の皆様から施設整備を望む声が多く寄せられておりまして、町としても二市三町広域での整備を働きかけていくという形のことを計画書のほうに掲載をさせていただいております。また、機会のあるたび県の町村会等の要望がある場合等も町のほうとして県のほうに施設整備を呼びかけているような状況でございます。しかしながら、施設整備に当たりましては今現在は民設民営という形が主流となっておりますので、宮城県としてもその活用できる補助金を有効に活用して施設整備を進めていただけるようにと誘導しているようでございますので、民間でそういった施設整備の希望があれば町のほうとしても積極的にそういった補助制度等を利用して整備をいただけるように働きかけをしていきたいというふうに考えております。ただ、数日前の新聞にもございましたように、これまで不足しておりました入所施設、そういったものを解消するために県のほうでも船形コロニーの施設整備に前向きに取り組むというような新聞記事も掲載されておりました。そういった点でも町としてこれまで入所施設がないというところの問題も少しは解決されていくのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） この施設は民設、民営、民間でやるのが主流だということでございますけれども、民間、民設、民営でやる場合でもやっぱりこの役場というのは何らかの形でかわっていくと思います。この施設がないというのは、やっぱりこの児童たちを抱えている親にとりましてはかなり不安なことでございますので、一日も早くこういう施設ができるように町のほうとしても対策をとっていただければなと思っております。

それで、家庭内での突然の非常事態、冠婚葬祭また親の病気やけがなどの場合に、その子供たちはこの施設がないために委託するところがないという、これは親たちが一番困っていることであります。その点について、対策はあるのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

緊急時の一時預かり、ショートステイかと思っております。こちらのサービス利用につきましては、答弁にもございましたようにサービスの利用計画というものが必要となっております。日ごろからそういった場合を想定して、その利用計画の作成、あるいは施設への登録、または体験利用などをしていただいて緊急時へ備えていただけることをお勧めしたいというふうに考えております。緊急時であっても障害をお持ちの方の身体の状態、そういった事前の情報がないとや

はり緊急時適応できない場合も想定されます。日ごろからやはり備えていただくことが一番重要になってくるかなというふうに考えております。ただ、御指摘のようにその施設入所が緊急時必ず利用できるかといった場合に、その施設の定員もございますので利用できない場合も想定されますけれども、できる限り備えていただいて受け入れていただけるような体制を日ごろから備えていただくことをお勧めしたいというふうに考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） 急にその子供を預かってくれと言われてもどういう状況かわからない、子供の状態がわからない、それで受け入れるところがないというような状況、これは理解できません。今課長おっしゃられた利用計画、あと施設への登録ですか、これをお勧めするだけじゃなくて役場としてそういうお勧めじゃなくて、してもらおうというような対策はとる考えはありませんか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

ことしの4月からこれまでサービス利用計画につきましては障害児、大人の利用計画がまず作成するということが要件になっておりましたが、4月からはお子さんの分も利用計画を作成し、それに基づいてサービスを利用するというふうな形になっております。町といたしましてもそういった緊急時の場合を想定をしましてサービス利用計画、ふだん利用されていない方につきましてもそのショートステイが利用できるサービス計画の作成が必要だろうというふうに考えておまして、そういったものを今進めているところでございますので、町としてもお勧めではなくて実際にそういった形で取り組んでいるところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） わかりました。この利用計画というのは、急にはつくれないわけですよ。ですから、小さいうちからこういう非常事態に備えるというんじゃないですけども、何かあったときのためにいつでも受け入れられてもらえるような体制をとっていただくのも大事じゃないかなと思いますので、その辺も一応念頭に入れておいていただければと思います。その親御さんたちの最大の心配は、小さいうちはいいんです、親御さんが元気なうちは私たちが見ます、手元において育てますと言っているんですけども、その養育をしている親御さんが亡くなった後の生活、これは最大の悩みではないかと思います。そういったケースが今まで幾つかあったと思うんですけども、そのときに町はどのような対応をしてきたのか教えていただければと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

私がこれまで聞いていますケースですと、保護者の方の緊急入院時の対応ということでお話は伺っております。そういった場合が想定されるということでサービス利用計画を作成し、できるだけその体験利用をすることを町としても提供していたところなんです、実際なかなか親御さんのほうがそういったところに踏み込まず、いざ必要になったときには施設側で受け入れが難しかったというような状況が1件あったというふうには聞いております。ただ、町としてもそういった場合の対応は必要ですので何らかの形で支援できるように、お預かりできるような体制を整えていったというような事例がございました。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） このケースは今後ふえてくると思います。どんどんですね。ですから、ベストな対応ができるような対応をしていただきたいと思います。急にこうしろ、ああしろっていう、結論は出ないと思うんですけども、結果的にやっぱり利府町も年齢がみんな上がってきているので、こういう児童も年をとってきます。そうするとこういうケースが絶対に今まで以上に多くなってくるので、こういう問題が当然出てくると思いますので、そのときの対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それで親御さんたちの横のつながりといいますか、悩みを持つ親が横のつながりを今以上に望んでいる親御さんたちもいます。やっぱり年齢も違ってきます、考え方の相違もあります。でもやっぱり話をする機会、相談をする機会を今まで以上に、これ当事者だけじゃなくてやっぱり第三者が入ってそういう機会をつくるのも大事だと思いますので、そういった対応も役場のほうでは考えられないか、この機会に聞いておきたいと思いますのでお願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

障害を持つ方の親睦、あとはそれぞれの会員の交流を図るための会としまして、町内にも手をつなぐ親の会、あるいはあけぼの会といった組織がございます。ただいかんせん、保護者の方の高齢、あるいは加入者の減少などの課題があるというのは、私も総会のほうに出席をさせていただいて伺っているところでございます。ただ、各団体とも会員の相互交流を図るためのいろんな事業を積極的に開催しているようでございますので、ただいま御質問にあったようなその横のつながりを持てるような事業の展開、そういったものについて社会福祉協議会、そち

らのほうが各団体の事務局になっておりますので、そちらのほうで働きかけをしながら支援につなげていけるようなものを模索してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） ぜひやっていていただきたいと思います。最初は少人数でも構わないと思います。そういった少人数から徐々にふやすというのはおかしいんですけども、悩みを持っている親御さんたちが話ができるような雰囲気づくり、場所づくりをしていていただければと思います。

それでは、この質問を最後にこの利府町障害者計画・第4期障害福祉計画、これは27年度から始まります。その中に、町長の挨拶の中に利府町障害者計画・第4期障害福祉計画を策定し、障害のあるなしにかかわらず住みなれた地域の中で自立し自分らしく暮らせる地域社会づくりを目指し、計画を推進していくこととしておりますとあります。これを読ませていただきまして、心強く思っております。この計画を推進していただくことを願っております。

○議長（郷右近隆夫君） 時間も回っておりますが、質問時間もたくさん残っております。2問目については、今後の質問にお願いしたいと思います。

ここで昼食のため休憩します。再開は13時とします。

午前11時56分 休憩

午後0時56分 再開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の発言を許します。吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） それでは、午前に引き続きまして1番は終わりましたので、議長、2番の葉山学校用地について再質問をさせていただきます。

この学校用地につきましては、学校用地として活用するには2工区着工が1つの条件のようになってきていますが、ここ数年の進捗状況を見ていると何も変化も見られないというか、後ろ向きの話しか聞こえてきません。この状況を町のほうとしてはどのように捉えているのか、お尋ねします。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 4番 吉岡議員の再質問にお答えします。

葉山第2工区の着工について何の変化も見られない、また後ろ向きの話しか聞こえてこない

という御指摘でございます。先ほど町長から答弁がありましたように、現在の社会情勢の影響から2工区が着工できていない状況となっております。この大きな要因としては、建設工事の person 費または資材、諸経費等が震災前に比べて1.5倍から2倍と急激に上昇しておりまして、高額な造成費を投資しても土地の販売代金に反映すると土地代販売価格が高くなってしまいました、なかなか買い手がつかないと開発業者のほうでは厳しい見方をしているようです。しかし、町長答弁にもありましたように住宅需要の高いこの時期を逃さずに何らかの地域が発展する開発ができるように担当部署としても開発者と綿密な打ち合わせを行い、これまで以上に積極的に開発が進むよう働きかけていきたいと考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） 住宅需要がいまだにあるということでございますけれども、私が考えていたのは、この今の時期じゃなくてこれはもう後の話になるんですけども、震災の後ですね、人件費が上がる前、資材が高騰する前に町のほうからもう一手打っていただければこのような状況には陥らなかったのではないかと考えております。2工区早期着工を訴えてきたのは私だけではなく、多くの議員や葉山の住民からもそういう声が発せられております。町は前向きに取り組むという町長の答弁もありましたけれども、これまでで具体的な町の政策としてどのようなものであったのか教えていただけますか。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

震災直後、葉山地区の一部地域についてたしか60戸程度だったでしょうか開発をしまして、既に完売している状況があります。また、昨年6月に吉岡議員から同様の質問がございました。その後も開発業者と引き続き開発の実現に向けた打ち合わせを継続して積極的に行ってきたところであります。町長からも開発業者の代表に対しまして、2工区の早期着工の要請もしております。町も吉岡議員や地域の皆さんと開発、推進への思いは同じでございます。今後とも開発実現に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） それでは、この葉山学校用地はあくまで学校が建つような方向に行くように、2工区早期着工を目指して町の政策として取り組んでいただければと思います。

（2）のほうに移ります。学校用地としてのめどはいまだ立たないために、この土地は各種のスポーツ活動に使われていると思いますが、各ゾーン使用されている各グラウンド等に専用の駐車スペースがありません。各人の考えや都合で駐車したりしていると事故などの非常事態

が起こらないとも限りません。当面学校用地としての活用はなく、このまま現状の仕様でいくなれば敷地内の駐車場を含め、敷地内の交通ルールの整備も今後必要になってくるのではないかと思います。特に大きな大会なんかを土地で行われていることがあります。そういったときはかなりの車も入ってきますので、そういったときに事故その他トラブルが起こらないとも限りませんので、そのようなときのための対策を当局は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 4番 吉岡議員の再質問にお答えいたします。

駐車場の件についてでございますけれども、議員御指摘のように個人個人がばらばらに好き勝手に空いているスペースに駐車しますと、当然のように危険であり事故など起こりかねないのかなというふうに危惧しております。町といたしましては、駐車できる場所を決め、そして安全の確保をしていきたいというふうに考えてございます。また、交通ルールにつきましては町からの指導はもちろんなんですけれども、その利用される団体の責任者、そういう方を通じて交通ルール、マナーを守っていただくよう指導を徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） この学校用地がある敷地内は、私有地といいますか町有地になっておまして、御存じの方もいると思うんですけれども道路標識等々ありません。ですから駐車違反にならないといえなければならないんでしょうけれども、それではいろいろと支障が出てきますので、今課長答弁いただいたように敷地内の駐車場、ここにとめてくださいというようなところを設けていただいて敷地内の交通ルールをつくっていただければトラブルも少なくなるのではないかと考えております。

それと確認になりますが、この場所の使用許可及び管理は財務課でよろしいのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 場所の管理を所掌しているのは、財務課でございます。この場所につきましては、先ほど来の答弁にありますように学校建設予定地ということでございますけれども、学校建設の時期等が明らかになっていないということもございまして、当面の間財務課で管理している状況でございます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

○4番（吉岡伸二郎君） 当面の間は財務課で管理していくということでございます。ということは、今後も町所有の土地としてあくまでも学校建設予定地として管理していくんでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

これまでも答弁しておりますとおり、引き続き2工区の実現に向けて努力してまいります、仙台市から購入したこの土地につきましてはこれまでと同様、公共公益用地、学校建設予定地として管理していくこととしております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） 仙台市のほうには、いまだ使用目的が変わっていないので説明はないとありましたけれども、かなりの年月がたつておると思います。そろそろ仙台市のほうにも何かの説明は必要ではないかと思えます。また、この2工区は建設のめどは最悪立たなくなったときは学校建設以外の目的に変更することはあり得るのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

まず仙台市への説明についてでございますが、先ほど町長答弁がありましたように目的が変更されていないということで説明については考えておりません。それから、町の方針としまして、これまで答弁したとおり2工区の開発実現でありますので、開発ができないという想定のもとになかなか用地の後の活用方法については答弁できませんが、現時点では2工区実現に向けて最善を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） それでは、繰り返しになりますけれども2工区開発を最優先に行っていくという姿勢にはもう当局は変わりないということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） そのとおりでございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） これも確認でございますけれども、それでは当面の間はこの土地は今までのような使い方といいますか、になるわけですか。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 先ほど来答弁しておりますとおり、今までのような活用方法をしていきたいというふうに考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 吉岡伸二郎君。

○4番（吉岡伸二郎君） わかりました。では、あくまでも第2工区着工を目指し学校建設予定地として町が管理していくということで理解させていただきます。そう意味でも一日も早く2工区着工になりまして学校建設されることを期待しまして質問を終わりといたします。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で、4番 吉岡伸二郎君の一般質問を終わります。

次に、3番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔3番 土村秀俊君 登壇〕

○3番（土村秀俊君） 3番、共産党議員団の土村でございます。

今回の一般質問の事項は2つ質問しておりますのでよろしくお願い致します。

1つは、介護保険第6期事業計画について伺います。

（1）費用負担の公平化についてであります。

今回介護保険料が改定されましたが、消費税の引き上げや年金の目減りなど公的な負担もふえ、介護保険加入者の生活に影響を与えております。町は介護保険料などの負担軽減について今後検討する必要があると思っておりますが、その考えを伺います。

①介護保険料は収入に応じ9段階で算定されています。しかしこの方法では、収入の少ない階層の負担割合が大きくなります。ほかの自治体では15から18段階に階層を分けて保険料の算出をしているところもあります。利府町も保険料算定の段階をふやし、きめ細かく収入に応じた保険料の算出方法を検討すべきではないか考えを伺います。

②介護保険料減免基準は、災害による損害と冷害での不作の2つしか該当しません。しかし、さまざまな理由で今収入が激減している町民もおります。町は減免基準以外で収入が激減した人の介護保険料の減免などにどう対応しているのか伺います。また、今後は介護保険料の減免条項に事業の倒産や失業、長期の入院などによる収入激減の項目も加えるべきではないかと思っておりますけれども、町の考えを伺います。

③介護保険の財政に一般会計からの繰り入れを行い、保険料値上げ分に対応した負担軽減を図る必要があると思っております。町は検討する考えはないか伺います。

④一定以上の所得者の介護利用料がことしの8月から倍になります。該当する町民にとっては深刻な事態だと思います。町として激変緩和措置的な対応を行うなど、何らかの負担軽減策を検討すべきではないかと考えます。

（2）介護サービス事業についてです。

①町の予防給付事業は平成29年度から地域支援事業として実施しますが、このサービスを提供する体制や担い手の見通しなどについては町はどう考えているのか伺います。

②平成27年度から特別養護老人ホームの入所は、介護度3以上に限定されました。これにより入所待機者の改善が進むものと町は考えているのかどうか伺います。また、介護度1、2の入所希望者の特例について町はどのように対応していくのか考えを伺います。

質問事項の2です。いじめ防止対策についてであります。

町は昨年の12月に利府町いじめ防止基本方針を策定し、町、教育委員会、学校、地域、保護者などがいじめ問題に対しどう取り組んでいくのかが詳細に述べられております。そこで次の4点について伺います。

①いじめ対策は、学校以外にも多くの関係者の協力が必要です。そういう観点から、基本方針を策定する過程で教職員、地域住民、保護者、生徒の代表などの思いや意見などを取り入れる必要があると考えますが、基本方針の内容の中にそれらは反映されているのかどうか伺います。

②基本方針には、町、教育委員会に実施を義務づけている施策が22項目、学校が実施をする施策も9項目とかなり数多く明記されております。策定から今月で半年が経過したわけですが、町、学校にそれぞれ義務づけられている施策については順調に実施されているのかどうか伺います。

③基本方針策定後のいじめ対策は、この方針に基づいて対応してきていると思いますが、いじめの防止、早期発見、いじめの克服などの経過については町はどのように把握しているのか伺います。

④基本方針の内容は相当多いわけですが、全ての教職員は多忙な日常教育業務を行いながら、この方針を十分理解して、そして指摘された施策についてしっかり実践できているのかどうか伺います。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。1、介護保険第6期事業計画については町長、2、いじめ防止対策については教育長。初めに町長、次に教育長。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 3番 土村秀俊議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の介護保険第6期事業計画についてのお尋ねでございますが、まず（1）①の保険

料の算出方法についてのお尋ねでございますが、今回の制度改正によりまして所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行う観点から、国が示す標準の所得段階区分はこれまでの6段階から9段階に見直されており、町におきましても国が示す標準9段階により算定を行っておるところであります。御指摘の多段階で設定している県内の自治体は三市二町で、多くの自治体は国の示す標準9段階により算定している現状になっております。今、議員御承知のとおりこの保険料の算出は3年ごとに介護保険事業の計画を策定いたしまして、自治体における3年間の保険給付費の見込みに基づきまして具体的な額を定めているところであります。御質問の算出方法の検討につきましては、今後の被保険者における所得段階層や保険給付費の推移などを見ながら、次期計画見直しの際の参考にしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

次に、②の減免基準についてでございますが、減免につきましては現在条例に規定する基準により対応をしているところではありますが、御指摘の減免条項に規定されていない事業の倒産や失業、長期の入院などによる収入激減への対応につきましては、近隣自治体の減免基準等を参考にして検討をしていきたいと考えております。

次に、③の一般会計からの繰入金についてでございますが、議員御承知のとおり特別会計の運営は特定の事業を行う独立採算を原則としてとなっており、一般会計からの繰入金については介護給付、予防給付、職員の人件費などに要する経費と算定基準も定められております。今後も法廷内の繰り入れでの健全な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

次に、④の一定以上の所得者に対する負担軽減策の検討についてでございますが、今回の制度改正は今後の高齢化の進展に伴いまして、さらに介護費用の増加が見込まれる中で保険料の上昇を抑えつつ高齢者世代内の負担の公平化を図るためのものとなっておりますので、制度改正の趣旨を御理解お願いしたいと思います。

(2) ①の予防給付事業の町の考え方についてでございますが、議員御承知のとおり介護保険法の改正によりまして予防給付が見直され、要支援1と2の認定者を対象とした介護予防給付のうち、訪問介護や通所介護の介護予防給付を地域支援事業の1つとして市町村独自の採用で実施することになりました。今後は事業者以外のNPO団体やボランティアも視野に入れたサービス提供体制の充実を図っていく必要があります。本町では第6期介護保険事業計画に盛り込んでおりますように、平成29年4月までに新しい総合事業を開始いたします。この新総合事業を実施するに当たりまして、本年度は非常職員として介護予防コーディネーターを設置いた

しまして、地域の健康、介護、医療等の状況分析の実施、あるいは各地域の実情を把握するための町内全域を対象とした地区懇談会を実施いたしまして、地域の実情に応じた介護予防サービスの検討をしたいと考えております。さらに、地域のニーズに合った生活支援や介護予防サービスの提供のための担い手として介護予防サポーターの養成に向けた準備を現在進めているところでございます。

次に、②の特別養護老人ホームの入所についてであります。要介護1、2の方の特例入所の判断基準につきましては各施設で作成している入所規定等により定められております。また、国の運用通知では入所申し込み者が特例入所に該当するかを判断するに当たりまして、保険者である市町村からの意見を求めることになっております。施設から意見を求められた場合は、介護の必要程度や家族の状況などを勘案しながら対応してきているところであります。国の制度改正によりまして入所対象者が要介護3以上に限定されたことに伴いまして、入所待機者の改善については今後の状況を見ていく必要があるものと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 次に、教育長答弁願います。

○教育長（本明陽一君） 3番 土村秀俊議員の御質問にお答え申し上げます。

第2点目のいじめ防止対策についてでございますが、①から④までは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

利府町いじめ防止基本方針につきましては、いじめ防止対策推進法に基づき昨年の12月に策定しております。このいじめ防止基本方針は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針であり、策定に当たりましてはこの法律の第12条の規定に基づきまして、国のいじめ防止基本方針を参酌しながらパブリックコメントを経て策定しております。このいじめ防止基本方針につきましては、いじめ防止等の対策に関する基本理念や町と教育委員会が実施する施策、学校が実施する施策、重大事態への対処などをうたっておりますが、この施策につきましてはほぼ実施してきております。今年度はいじめ防止等に関係する機関と団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を開催することとしております。各学校におきましては、定期的に児童生徒全員にアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、さまざまな形でいじめが行われることを認識し些細な兆候でもいじめではないかと疑いを持ち、いじめを積極的に認知し解決に努めております。前年度の小中学校でのいじめの件数につきましては18件ありましたが、全て解決しており大きな問題にはなっておりません。学校でのいじめ防止等の経過につきましては、学校からの報告のほか、スクールソーシャルワーカー

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

カーや青少年教育相談員からも報告を受け、内容等の把握をしております。また、町内全ての学校でいじめ問題対策委員会を設置し、いじめの早期発見、いじめの防止、いじめへの対処など全教職員が共通理解を図りながら基本方針に沿った取り組みを実践しており、PTAに対しても理解を図っております。また、十符っ子ブラザーシップにおいては、平成18年度からいじめをなくすためのアピール文を作成し、児童会や生徒会が中心となっていじめをなくすよう町内の9つの小中学校、利府高校、利府支援学校が一緒にいじめ問題の克服に向け活動を行っております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、土村秀俊君の再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） では最初に、保険料の算出方法についてということで、保険料の算出に当たるその段階の刻みの問題について少し質問したいと思います。答弁では、県内の多くの自治体が国の指定する9段階に合わせて保険料を算出しているということで、利府町も結果的に県内多くの自治体に合わせたことになるわけだと思いますけれども、この段階はその自治体によって高齢化率も違うし、その所得の人的な構成も違うし、さまざまな面でその違いがあるわけなんです。ですから、県内の多くの自治体が9段階にしたとしても、やはり利府は利府独自にその計算段階を試算してやるべきだというふうに思います。各自治体これは段階が違って何ら構わないと思いますし、質問通告でも書いてありましたけれども自治体によっては15段階とか18段階とか、仙台は12段階ですけれども、そのほか県内のその三市二町がどこなのか私わからないけれども、最初は仙台は始まった当時は5段階だったんですよ。それが次の改正で6段階になって、その後3期のこの会計の中で12段階までふやしてきたということもありますので、そういうことでその町独自で段階の階層については算定試算をするべきだというふうに思うんですけれども、そういった点ではほかの自治体に合わせる必要は全くないというふうに思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 3番 土村議員の再質問にお答えいたします。

今回の第6期の介護保険料の階層の決定に当たりましては、結果的に県内の多くの自治体が国で示しております9階層を採用しております。利府町におきましても、第5期計画では7階層、特例を入れますと最終的には8階層になっていたかと思えます。その段階では、やはりきめ細やかな階層設定が必要だということで、そのような階層設定をさせていただいておまし

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

た。その上で第6期の保険料を算定するに当たりまして必要な事業料、そういったものを算定した結果に基づいて町としてもこれまでの階層よりもよりきめ細かな9階層、今回国で示している階層がよりこれまでよりも適応しているものと判断して最終的に国の基準に準じた階層設定とさせていただいているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 階層を今回、前回7段階だったのを今度9段階にふやしたわけですが、その大きな理由というのがその所得に応じたきめ細かいその保険料の設定ができるということだと思うんですけども、この介護保険料のその段階の刻みの問題については、第6期介護保険の事業計画を策定する段階だったと思うんですけども、昨年12月の議会で私たちの同僚の安田議員が今回の私の質問と同じ趣旨でその算定の刻みを、国の言う9段階ではなくて10とか、あるいは12段階にふやせば低所得者の保険料の負担軽減にもなるということで、そういう検討をするべきではないかということをして12月の議会で、課長はそのちょっと今の菅井課長とは違うんですけども、そのときの当局の答弁としては議事録で見るとこう答えたんです。できるだけ9段階にはとらわれず、所得の低い階層への配慮として区分のあり方については今検討している段階、今というのは去年の12月の段階で検討している段階だというような答弁があって、少しく前向きな答弁だったなと私はあの当時思ったんですけども、しかし今回はその第6期の介護事業計画を見れば結果的に、いろいろ検討したのかもわからないんですけども、結果的に国の言うように9段階ということになりました。そういうことで、12月の我が党議員団の質問の答弁に対してあったように、その保険料の検討している段階で10、あるいは12とそれ以上の刻みをすることも必要かもしれないという考え方を延べたんですよ、議会の中で。だから、その検討の段階で多くこの刻みをふやすということを策定の段階で検討したのかどうかその辺について、課長はその検討委員会に入っていなかったのかもしれないけれども、どうだったのか。検討をしている段階だというふうに述べていたんですね、だからそれがなぜ9にこだわらないで10、12もあり得るよということが、なぜ9段階に結局落ちついちゃったのかということについて、わかる範囲内で。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

私も当時はまだ保健福祉課におりませんでしたので、担当のほうに聞いた内容になりますが、確かに当時はそういったことも踏まえて検討はされたというふうには伺っております。ただ、仙台市とかほかの三市二町の9階層以外の自治体の階層区分を見ますと、利府町の最高の乗率、

9段階の乗率については基準の1.7を乗じたものが介護保険料というふうになっております。10段階の設定している町村につきましては、1.7ではなくさらにその上の階層に一段階を設けて乗率を1.85、あと仙台市は乗率を2.0という形で高い所得階層の方に対して乗率を賦課しているというような状況もございました。そうしますと、一定の階層の方が介護保険料がこれまでよりも高くなるということもございます。それと国の今回の議会のほうでも提案させていただいておりますが、軽減措置が図られるという状況もございましたので、現行の最終的には9階層を用いることにしたというふうに伺っているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 私たち、その刻みの数をふやせというふうに前から何度も言っているわけですが、刻みの数をふやすことによってどういう効果があらわれるということを町としては認識しているのかということなんですけれども、今課長言ったように上限の率、利府町は1.7ですけれどもその刻みを多くすればするほど上限、高額所得者の負担率というんですか基準額に対する負担率がふえるということは確かにありますけれども、今の利府町のこの保険料の計算の方法だと所得が確か290万の人が最高限度額で、290万の人であろうと500万の人であろうと1,000万の人であろうと変わらないんですよ、保険料が。一番高い段階の保険料が。そういう点では、ところが低いほうはしっかり保険料を取るわけです。非課税世帯からもしっかり取るわけですから。そういう点ではやっぱり応能負担の原則から言うと、刻みを多くして高額所得者の人たちからさらに、さらにというに変だけれども、所得に応じた額で負担をさせるということは必要だと思うんです。応能負担の原則というのは、税金も合わせて、この介護保険も一種の税金的な位置づけにありますからそういう点では応能負担の原則からいえば、その上の段階をもっとふやすということは必要だというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

確かに議員のほうからお話をいただいたとおり、高い所得階層の方から保険料をいただくという考え方もあるかと思えます。ただ、現行の保険料につきましては先ほど来申しておりますとおり、必要な給付費に応じた保険料ということで算定をさせていただいているところでございます。その上で、利府町の介護保険料につきましては宮城県平均、全国平均よりも低い保険料率となっているところでございますので、そういったところも配慮させていただいて階層になっているということを御理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 質問通告の中にも、やっぱり保険料の支払いを収入に応じて計算するべきだというふうなことを（1）の①の中で述べていますけれども、なぜそう言うかということをお示しすると、例えば今9段階あるわけですが、4段階の方が年金収入が80万円の人が介護保険のこの階層で言えば4段階なんですけれども。この方は年額にすると5万5,000円なんです。そうすると80万の年収に対して、収入に対する割合というのは6.9%なんです。ところが、一方で9段階の人というのは年間所得が290万なんですけれども保険料は年額で10万5,060円なんですけれども、所得に対する割合が3.6%ということで、年金80万円の収入の人が負担する率と290万以上の人が負担する率はもう半分ぐらいに、半分というか倍しか変わらないということで、80万の年金収入の人は290万円の高額これ所得ですから収入だともっと高いんですよ。多分400万とか500万の年収になると思うんですけれども、それは年収幾らかはわからないので所得で計算しますけれども、そういう意味でその率とすればすごく高額に、高率になるわけです。だからそういう意味で、この刻みをもっとふやすべきだというふうに思うんですけれども、そういう検討をぜひ今度の改定というと3年後になりますから、3年後待たない中でもやっぱり介護保険料の支払いで本当に年額80万の年金収入の方が年間5万5,000円も保険料を払うということは非常に重い負担になるというふうに思うので、何らかの機会での保険料の算定方法、刻みの方法について検討する必要があるというふうに思うんですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

介護保険料の階層の見直しにつきましては、議員のほうからもお話をいただいております3年に1度ということで法的に決まっております。答弁にもございましたように、算定の方法の検討につきましてはやはり3年に1度のその給付費を見込んだ上ということで現在も設定しておりますので、階層、次期計画の見直しの際にそういったことも含めて検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 半分なくなったので、最後まで行かないと大変なので今のは終わります。

次に、減免の問題ですけれども、介護保険料の減免については町長の答弁では近隣自治体の減免基準等を参考にしてこれから検討をするというお話でした。まず伺いたいのは、利府町の

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

この減免規定にある災害とか冷害の損害によって今まで15年間介護保険を運営してきたわけですが、こういう減免の規定に合致した方で、その減免を申請した方というのはわかっているのであればお答えください。ちょっと最初に言っていなかったからあれなんですけれども、もしわかっているのであればどのくらいいたのか伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

こちらで確認したところ、これまでこの規定の適用を受けた方はいないということでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） その減免規定の中で、私たちそれ以外にも倒産とか入院とか、そういうその内容も減免規定の中に入れてくださいと、入れたほうがいいということは今質問したわけですが、町の減免条例の中ではその冷害と、それから災害によるほかに、それに該当するような事実があったときも町長がそれを認定すれば減免にするというふうになっているんです。減免規定というのは、介護保険条例の第11条なんですけれども、その中の（3）というのがあるんですけれども、干ばつあるいは震災に匹敵するような事実があったときは減免も検討するというになっているわけですが、これはどういう場合が該当すると具体的には考えているのか伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

こちらの介護保険料の条例のほうに掲げております条例第11条第1項第3号に該当する場合につきましては、利府町の介護保険法の施行規則の中にその該当する基準をきちんと位置づけております。ちょっと読ませていただきますと、第1号被保険者の属する生計維持者の収入が業務または業務の休廃止、そういったものによって著しい所得の減があった場合ということで、所得の基準額等も掲載はさせていただいているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） そうすれば、今回の介護保険のこの減免条例の中に追加として今言ったような項目を加えるというのはそれほど難しい問題ではないと思いますし、介護保険条例全体的に全部見たわけじゃないけれども、富谷と仙台では同じようなことを言っています、事業の停止とか休止とか、あるいは失業とか、それで仙台の場合はそれに長期入院が入ったりということもありますので、そういう仙台と富谷だけで十分だと思うんですけれども、それらを参考

にしてぜひ介護保険条例の改正に足を踏み出してもらえればなというふうに思います。そのときは私は賛成しますので、ぜひよろしくお願ひします。その件についてどうですか。介護保険条例の改正ができるのか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

先ほどの町長の答弁にもございましたように、減免基準につきましては近隣市町村の規定の状況、そういったものを見まして既定の中に盛り込んでいくこと、そういったものを検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） それでは、③の一般会計からの繰り入れをぜひするべきではないかということですが。この件については、答弁では独立採算が原則だということ、法廷内の繰り入れで今後もその介護保険の会計を進めていくという町長の答弁がございました。独立採算になっているということと、法廷内の繰り入れしか原則としてはできないということとを述べたわけですが、私たちは国保の会計とか水道事業会計に対しても法定外の一般会計からの繰り入れをやって、その国保の加入者の負担を減らすとか、あるいは水道料金、今回一般会計から入れなくても水道料金引き下げになりましたけれども、水道料金の負担軽減などにも効果があるので一般会計からその独立会計なんだけれども国保とか水道にもぜひ入れて住民負担を軽減しろということ、今までも何度も述べているわけですが、そういう中で、ほとんど国保も水道も同じように独立採算になっているからということ、一般会計の繰り入れは今回の介護保険と同じような答弁なわけですが、実際には国保会計とか、あるいは水道事業会計に過去、今の議員さんたちの任期の前だっと思うんですけども、水道事業とかあるいは国保会計で一般会計からの繰り入れをしたということも実際にやったことがあるわけですが。そういう観点から言えば、一般会計からの繰り入れは絶対にできないというわけでは私はないというふうに思うわけですが。原則的には、その独自の会計があるから、その会計の独立性といいますか独自性がなくなるので繰り入れないということでしたけれども、繰り入れたからといってその、なぜ繰り入れるかといえばまず住民負担の軽減につながるから繰り入れるべきだというふうに言っているわけですが。それで繰り入れたからといって、今回介護保険に繰り入れたとして、例えば厚生労働省からいろいろな指導が来るとか、あるいは県のそういう介護関係の担当の方から指導が来るとかということ、一般会計からには入れてはいけないというそういうその指導というか、そういうものは、入れていないからわからないかもしれないけれども、あるのか

どうかその辺についてどう考えていますか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

一般会計からの繰り入れにつきましては、介護保険法の中で市町村の一般会計における負担ということできちんと位置づけられております。その中には保険料の軽減を目的とした一般会計からの繰り入れについては認められていないということの具体的な記載はないんですが、厚生労働省の指導監査、あるいはそういったところで保険料軽減のための一般会計の繰り入れについてはすべきでないということで、各自治体にそういった指導監査が実際にされております。御質問の内容からすると、そういった指導はあるということでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 一般会計からの繰り入れをしてはいけないという、法的に禁止されているわけではないんですね。だから厚生労働省からの指導といいますか、お願いといいますか、きついお願いですよ。そのレベルだというふうに思うんです。実際に、その全国的にも一般会計からその自治体の介護保険会計に一般会計の繰り入れをしているという自治体が、そんなに全国的に多いわけではないんですけれども、厚労省のあるところの会合で出た厚労省のコメントでは、全国的には12の自治体が一般会計からその自治体の介護保険会計に繰り入れをしているということが厚労省も認めているわけです。ただ、そのときにじゃあ厚労省としてはこの問題についてどういうふうな対応をとるのかということ、指導しかできないということで、入れるか入れないかは最終的にはその自治体の判断で決めるんだというふうに厚労省も言っているわけです。そういう点で言えば、一般会計からの繰り入れというのは決して乱暴なことでもないし、実際にだから12あるいは13の自治体が全国的にはやっているわけです。そうやって、例えば北海道の人口1万2,000人ぐらいの町なんですけれども一般会計から繰り入れをして、保険料の引き上げを抑えているというところもあるわけです。そういう点で、一般会計から今回繰り入れすることで保険料の引き下げにもつながることができるわけですから、そういう点ではぜひ入れるべきではないのかなというふうに思いますけれども、町長ですか。

○議長（郷右近隆夫君） 町長指名です。町長答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 土村議員の再質問にお答えを申し上げます。

かつて水道料金に一般会計から繰り入れからではないのかと、私も記憶ありませんがそういう事実があるとすれば利府町の水道料金が余りにも高くて町民が困っているための、やむを得ず一般会計からの繰り入れされたものと推測します。今、土村議員が全国で一二、三の

自治体と言いましたが、日本全国1,920の自治体があるんです、市町村。1,920の自治体のうちの12ですから、いかに少ないかということをおまじ御理解お願いいたします。もう一つは、今介護保険、国民健康保険、一般会計から繰り出せるとなると仮に利府町の国民健康保険が特に高いとか、介護保険が特に高い、どうしても近隣から比べるとどうしても耐えられないということならば、私も一般会計からやむを得ず繰り出して軽減をはかるんですけども、今は利府町の介護保険の、例えば課長が言ったように宮城県の町村ほとんど真ん中辺、安くもなく高くもない。国保は下から4番目。こういうときに一般会計を繰り入れるということは、結局は一般財源を圧迫する。つまり財源をどこから持ってくるか、つまり福祉、教育を削らなきゃいけない。逆にこの一般会計から繰り入れるために、町民に多大な迷惑がかかると私は判断しております。そういった意味で、もし介護保険が余りにも高い、耐えられないとなれば、この一般会計繰り入れを考えますが、現時点ではよそよりもほとんど安い。宮城県の中で中間です、介護保険。それから国保は下から4番目。こういうことの中で、この状況の中で一般会計繰り入れるということは町民が理解を示すかどうか。そしていろんな教育、学校建築にも影響する、そういった一般財源の削減については今非常に考えられない状態であり、そして受益者負担って何だろうと、頑張ってもらいたいということを御理解をお願いしたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 介護保険料に一般会計から繰り入れている自治体が1,900の中で12だということで、非常に少ない自治体だということをおっしゃられましたけれども、でもその中で多分それぞれの自治体でもそういう議会と町長とのやりとりがあつて、一般会計を繰り入れているところはそんなにないんだという話されている、されながらも多分頑張って、どちらが頑張っているかわからないけれども、議会が首長が頑張っているかわからないけれども、でも最終的には首長が判断して一般会計に入れるわけですから、そういう中で数少ないけれどもそうやって、一般会計に繰り入れるということはその住民の負担、つまり保険料の軽減につながるためにやっているわけです。だからそういう意味で、町長、保険料を利府町は高くないとおっしゃいますけれども、確かにその平均で見れば平均高くない、高いか高くないかというか、その平均かなというふうに思いますけれども。この介護保険料の、できてから15年たつわけですけども、ずっと上がり続けているわけです。改定するたびに基準額の人では600円から700円ずっと上がってきているわけです。そうすると、年間で700円上がったとしても年間で1万円近く負担がふえるということ。それが15年間ずっと続いてきているわけです。介護保険一番最初や

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

ったのが15年前ですけれども、たしか正確ではないけれども、議事録残っていないので、恐らく基準額が3,000円ぐらいだと思うんです。それが今、15年たって倍の6,000円近くなってきているわけですから。これがこれからますます高齢者がふえていく、あるいは介護を利用する人がふえていくということになれば、あと15年してももしかしたら倍まではいかななくても1万円近くの基準額の人でもそういう保険料になるということになるわけで、だからその介護のその費用を保険者で賄うというシステムは変わらないわけですから、そうなれば費用がふえればふえるほど保険料が高くなっていくということになりますので、これはどこかの時点でやっぱり手を打つというか、町が一般会計からの繰り入れとか何らかの手だてをして、その保険料の負担というかその値上げにブレーキをかけなければいけないというふうに思うんです。そういうふうにするためには、やっぱり一般会計からの繰り入れしかないというふうに思うんですけれども。だから今先ほど町長、そういう時点になったら一般会計からの繰り入れも検討するかもしれないという微妙な発言をされましたけれども、そういうその介護保険がこれからどんどん膨れ上がっていく、その一つの打開策として一般会計から繰り入れるということもあり得るのかどうか、その辺ちょっと考え方だけ。

○議長（郷右近隆夫君） 町長答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 土村議員の再質問にお答えを申し上げます。

この介護保険の値上げは、これから少子高齢化で我々の負担は避けられないと思っています。負担増は。ここで一旦、介護保険料で繰り入れして下げてももっとももっとふえてくる。ですから、これはエンドレスの状況です。もう一つ言いたいのは、一般会計から繰り入れればそれは介護保険、国民健康保険、一時的に安くなりますが、私が言っているのはもし利府町の介護保険、それから国民健康保険はよそから比べると特別に高い、そうなったのであれば町民に申しわけないので、やむを得ず一般会計から繰り出しても何とか値下げに踏み切るという現状でございますが、現状は介護保険は中間、国保は下から4番目の状況で繰り入れた場合、町民生活に与える影響非常に大きいと、そういう判断をしているので何とかこのまま頑張してほしい、我慢してほしいということでございますから御理解をお願いしたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） じゃあその時点になったときにまた議論したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

④の一定以上の所得者の介護利用料が8月から倍になるというか1割から2割になるわけで

すから、倍になるわけですがけれども。最初にちょっと聞きますけれども、この2倍になるその介護利用料をされている方というのは、町でどのくらいいるのか、もしわかっているのであれば人数でいいですから教えていただきたいと思えます。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

今、その階層の区分の変更の確認作業中でございますが、今試算をした段階では約40名弱です。そのくらいの人数が該当になるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） そうすると介護保険料の段階で言うと、所得が160万の人が該当するわけですから、第5期の介護保険の計算上でいくと段階は5段階、6段階、7段階、所得が割と高い人、割とでもないな、基準から比べるとちょっと高めの人たちが該当するわけで、恐らく全国的には大体この1割から2割になる人は全体の2割ぐらいあるんじゃないのかなって言われているんですけれども、今の40人ということなので1割ぐらいかかと、利府の場合は40何人ということ、もっと下。いずれにしても1割ぐらい、40人の方が8月から利用料金が倍になるということはこれはなかなか大変な深刻な事態だというふうに思えます。例えば、この方々がどの介護サービスを利用しているかちょっとわからないけれども、例えば介護度が3、4、5の人がいると、この中に何人か何十人かいるとすれば3、4、5の方は一部負担としては2万から4万近くの料金を自費負担しているわけですから、これは利用料になれば例えば2万円払っている人は年間24万の48万になるわけです。それから、介護4か5に近い人は年間36万払っている人はこれは72万ということで、大きな負担増になるというふうになるわけなんですけれども、こういう点で本当に激変的なその状況なんですけれども、これはやっぱり町として本当は一般会計から繰り入れるなどそっちに充てるという手もあるんだけれども、何らかの対策をしないと本当にこの負担増で、本当に悲鳴を上げる人たちがたくさん出てくるというふうに思うんですけれども、その点について町としてどう考えますか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

今回の1割から2割に負担が増になる方、全てが2割になるというふうには町としても考えておりません。介護保険利用のサービス料の上限というものがございますので、その上限に1割負担でも該当している方がいらっしゃれば、2割負担になったとしても上限額だけの負担で御本人様のほうは済みますので、1割から2割になった方全てが2割負担になるというふうな

制度ではないというふうに理解しているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 全てが2割負担にならないという答弁だったわけですがけれども、つまりこれ介護の利用料が、負担がふえるということになると2倍になる人はそんなにいないのかもしれないけれども、この間該当する人が収入が1.5倍、2倍にふえているわけじゃないわけです。その中で利用料が1.5倍とか2倍になるということになると、その収入がもうふえていないということ逆で減っているわけですがけれども、減っている中で介護サービスの料金が上がるということになれば、今までよりその支払金額をふやしたくないという場合どういうことが起きるのかということについて、今まで介護受けていた人が十分な介護を受けられないというか、少し控えちゃうとかということもあり得るわけです。そうするとやっぱりその人の体調とかも、あるいはいろんな環境も悪くなるということで非常に深刻な事態なんだというふうに思うんですけれども、そういう場合についてどういうふうに考えていますか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

実際、今回2割の該当になる方がどのようなサービスを受けているかというのはまだ確認ができておりませんので、その御本人様が受けているサービスの利用への影響、そういったものにつきましては利用料の上限もありますので、そういったところを踏まえて適切なサービスができるように検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 次の、いじめ対策。せっかく準備してきていただいているので、ごめんなさい、いじめ対策。早口で。今回町が策定したいじめ防止対策という方針がありますけれども、今までも町としてはいろんないじめの取り組みをやってきたわけですがけれども、今回この策定したいじめ対策防止方針というのは今まで町が一生懸命、町とか教育委員会とか学校が取り組んできたいじめ対策とどう違うのか、大きく違う点は何なのかと。何か問題があったからこういう別な方針をつくったというふうに思うんですけれども、その点についてが1つ。

それから、こういうそのいじめ防止基本方針を読むと非常にいいことが書いてあるんですけども、これを実践することで利府町の子供たちがいじめのない学校になるのかどうか、その辺について町としてどういうふうに考えているのか伺って終わります。

○議長（郷右近隆夫君） 教育次長答弁願います。

○教育次長（渡辺孝男君） 土村議員の質問にお答えいたします。

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

1点目の今までの対策とどのように違うかという御質問についてですが、当然今までもいじめ問題このような法律化される前にも、各学校においては適切に取り組んでおったと思います。ただ、今回全国的に大きな事件が報道されたことによって、やはり十分でない部分もあるだろうということで法がつくられ、各町と学校においてもこのいじめ防止基本方針を立てて丁寧に見ていくことになったというものだと思います。特に、この方針は行動計画という要素が大きいものですから見過ごすことのないようにアンケートの実施、あるいは研修会の計画、相談機関、何か起こった場合の対応の組織、そういうものをきちんと整備しておいて何かのときに見逃したり、子供たちが不幸なというか、辛い目に遭わないように丁寧に見ていきましょうというので整備されたものであり、町と学校においてつくった方針だと考えております。

2点目ですが、いじめのない学校にということについては、もちろん子供たちの健やかな成長を願って学校の教員が取り組んでおりますので、特にこの今回のいじめ方針を有効に活用しながら具体的手だてをとっていくべきものであると考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で、3番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は14時15分といたします。

午後2時02分 休 憩

午後2時13分 再 開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

10番 吉田裕哉君の一般質問の発言を許します。吉田裕哉君。

〔10番 吉田裕哉君 登壇〕

○10番（吉田裕哉君） 10番 吉田裕哉です。

通告に従いまして、4点について質問いたします。ちょっと体調管理が失敗しまして、鼻声でお聞き苦しいところあると思いますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、1、財政の健全化について。

本町の財政状況は今のところ健全に推移しているが、今後は国の動向による地方交付税の減額、高齢化による扶助費の増額、公共施設の更新や新設などによる普通建設事業費の大幅な増

額が想定され、悪化の一途をたどるおそれ大きい。そこで以下、次の点を伺います。

（1）25年度決算で見ると、町の財政状況をあらわす主要な財政指標のうち経常収支比率、実質公債費比率、積立金現在高比率、地方債現在高比率は全て県平均以下の数値である。中長期的な目標値を持つ財政運営に関する方針を定め、将来に向けた財政健全化に取り組む必要があると考えるがどうか伺います。

（2）本年1月統一的な基準による地方公会計の整備促進が国から通知されました。発生主義、複式簿記の導入により町の資産と負債の正確な把握が見込めるが、今後どのように対応し活用していく計画なのか伺います。また、これは固定資産台帳の整備が前提となるため台帳整備を前倒しで行う必要があると考えるがどうか伺います。

2、総合計画の見直しについて。

現在町の最上位計画である総合計画の後期計画策定に当たり見直しが進められております。そこで以下、次の点を伺います。

（1）現行計画の検証及び見直し作業の進捗状況はどうか伺います。

（2）昨年行われた中間評価アンケート調査の総括とアンケート結果の反映に向けた取り組みを伺います。

3、利府駅周辺について。

利府駅周辺が活気を失って久しいため、以下次の点を伺います。

（1）駅前広場及び町営駐車場の現状改善に向けた検討状況はどうか伺います。

4、文化複合施設について。

文化複合施設建設に係る町財政及び財源の問題について、以下次の点を伺います。

（1）本年度都市再生整備計画を策定し、国の社会資本整備総合交付金の申請を見込んでいますが、近年の国の動向として社会資本整備は老朽化対策が優先され新規投資は要件が厳格化されるなど、これまで以上に厳選される傾向にあります。さらに、この交付金は上限もあります。このことを理解し進めているのか伺います。

（2）町の財政計画によると来年度以降に財政調整基金はわずか2億円と適正な規模以下の金額で推移することになり、公共施設整備基金も今後公共施設の老朽化による統合、更新、長寿命化を鑑みれば活用する余裕はないと考えるがどうか伺います。

（3）以上のように交付金及び基金の活用が見込めない中でも、どのように施設整備を進めるつもりなのか見解をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、財政の健全化について、2、総合計画の見直しについて、3、利府駅周辺について、4、文化複合施設について、いずれも町長。答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 10番 吉田裕哉議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目のこの財政の健全化についてでございますが、（1）の将来に向けた財政健全化への取り組みについてのお尋ねであります。

本町では、これまでも町の最上位計画であります総合計画の実現を図るために、財政的視点から財政計画を定めまして、財政健全化に向けた取り組みを行ってきているところであります。また、財政計画につきましてもは長期的な計画でありますので、社会経済情勢の変化に対応して適宜見直しを行ってきているところであります。これに加えまして、実施計画で採択された事業を踏まえまして3年度計画を策定いたしまして、毎年度ローリング方式により適宜見直しを行うとともに財政計画についても反映させているところでございます。今後も計画的な財政運営と将来にわたる持続可能な行政運営を確立いたしまして、安定的な行政サービスが提供できるように財政健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

（2）の固定資産台帳の整備についてでございますが、1月の総務大臣通知によりまして平成29年度までに統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請されているところでございます。本町といたしましても財務書類の作成の前提となる固定資産台帳整備や地方公会計制度の導入時期について町内で検討を行っているところであります。また、地方公会計制度導入の活用方法につきましても、予算編成への活用や公共施設総合管理計画との連携による公共施設等の更新時期の平準化、施設の更新、長寿命化等の適切な資産管理などの活用が示されておりますが、これも合わせて現在町内において調査・研究をしているところでございます。

2点目の総合計画の見直しについてでございますが、（1）と（2）とは関連がありますので一括してお答えを申し上げたいと思います。

昨年度に実施いたしました中間評価アンケート調査の結果につきましては、既に議員各位にも配付しておりますが、結果を総括いたしますと町民の皆様のおおよそ8割の方が住みやすいと、また6割の方が今後も住み続けたいと感じている結果が得られました。さらに、総合計画における5つの柱の政策に対する満足度につきましては、互いにパートナーシップを育む町への満足度が比較的高くなっており、その他の自由意見では交通対策や福祉施策の充実を望む声が挙げられました。今年度につきましては、このアンケートの結果を踏まえまして政策に対する満足度と重要度の双方の視点から現行計画の検証を行いまして、今後5カ年の総合計画にお

ける指標や重点プロジェクトに反映してまいりたいと考えております。また、国では現在地方創生を重点政策に掲げ、地方においても今年度中に地方版総合戦略を策定することが求められております。この総合戦略につきましては、地域特性を生かしてまち・ひと・しごとの好循環、これを創出することを目的としたものでございます。総合計画との関連が極めて深いものであることから、この2つの計画を一体的に検討していく方針としております。なお、これらの進捗状況はこのほど職員で組織する政策調整委員会議におきまして、策定方針やスケジュール等を共有したところであり、また現在、利府高生や転入される方、転出する方に対して総合戦略に関するアンケート調査も行っております。さらには今後、大学生とのワークショップや総合計画評価検討委員会の開催、パブリックコメントの実施などによって町民の皆様からの意見はもちろんのこと、町内の各種団体、企業、将来を担う若者の意見も広く徴取しながら、3月までに計画策定を進めてまいりたいと考えております。

3点目の利府駅周辺についてでございます。

(1)の駅前広場及び町営駐車場の改善の検討状況についてでございますが、さきの行政報告で申し上げましたとおり、駅を利用される皆様の利便性の向上を図るために機会があるごとにJRに対して運行本数の増便を要望いたしまして、5月30日から上下線合わせて4便が増便されました。これも継続した要望活動の成果と考えております。なお、この要望活動には議会からも議長、副議長も同行していただきまして、JRの東北支社長にも同行していただきました。議会の御協力に感謝を申し上げたいと思います。

さて、この利府駅前地区については土地区画整理事業が進む新中道地区や新太子堂地区など周辺都市基盤の整備状況を鑑みながら、利府駅を拠点とした周辺地区の活性化を図ることが重要な課題と認識しております。また、駅前広場の現状については、バスや乗用車、タクシーなどにより夕方の列車到着時には一時的に飽和状態となっている現状でございます。このことから、利府駅を核とした交通手段の拠点としてさらなる充実を図るために将来の利用動向を見きわめながら、駅前広場あるいは駅南の土地利用のあり方について今後総合的に検討していきたいと思いますので御理解をお願いします。

さらに、町営駐車場の現状につきましては、通勤等で利用される方が多くて一時的に満車状態になることがあり、利用者の皆様に対して御不便をおかけしていると認識しております。その改善方法といたしまして駐車場の拡張が考えられますが、この近接市の用地の確保が非常に困難であり、そういった課題があることから駅前広場とあわせまして総合的に検討を進めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

4点目の文化複合施設についてであります、（1）から（3）までは関連がありますので一括してお答えを申し上げたいと思います。

この文化複合施設の整備につきましては、これまでも御説明しておりますが多額の事業費が見込まれることから、各種補助金等の活用ができないか関係機関と活用方法について協議をしているところであります。都市再生整備計画事業を活用した交付金につきましても、今年度に都市再生整備計画を策定いたしまして、その活用を図るために現在国や県と具体的な協議を行っているところであります。

今、議員御質問のとおりこの交付金には上限額が設定されており、またことし4月の制度要綱の改正によりまして施設の新設整備に関する支援要件が厳格化されたほか、支援対象区域の見直しが図られておりますが国や県との継続的な協議の結果、経過措置により当初の予定どおり都市再生整備計画事業の適用が認められる見込みとなっております。また、財政調整基金の残高についてであります、財政計画の見込みよりも繰入額が減少したことや決算剰余金の積み立てが生じていることによって、おおむね適正規模の財政基金は確保できる見込みであります。また、公共施設整備基金についても財政計画で見込んでいなかった予算積立を実施したことにより、現在の残高は平成24年度末の残高の約3億4,000万円から約5億2,000万円増の約8億6,000万円となる見込みになっております。しかしながら、都市再生整備計画の交付金については今年度の他市町の内示状況を見ますと40%の交付率に対して、その配分が大変厳しいものとなっております。これを踏まえまして、このほかに採択が見込まれる補助制度の1つとして、県産木材を活用することによって交付金制度等今後も最大限の補助金等の活用を図るために国や県と協議を進めるとともに、基金の計画的な活用を図り今後の交付金の配分状況を判断しながら整備に向けて進めてまいりたいと思いますから御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、吉田裕哉君の再質問の発言を許します。吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） それでは、再質問いたします。

まず、（1）の財政状況の現状認識と今後の健全化ということですが、今後も見直しをしつつ取り組むということでした。少し細かく見ていきますと、ここで4つ挙げた指標ですが、経常収支比率92.1%、財政構造の弾力性を示すものですが、県内どこの市町村も悪い中、どこも財政が硬直化している中でありますが、その中でも下位に位置しております。実質

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

公債費比率11.0%、こちら借金返済に費やした割合をあらわすものですが、これも県平均、町村平均より悪く、宮城黒川郡7町村では下から2番目に位置しております。次に、積立金現在高比率、こちらは84.0%ですが、これは震災の復興交付金などの影響が大きいと思いますので、一概に低いとは言えませんが、まず平均以下ということです。最後に地方債現在高比率、185.4%で将来にわたっての債務、借金の割合をあらわすものですが、これがちょっと危険ではないのかなと思うんですけれども、宮城黒川郡7町村では一番悪く、県内22町村でも下から3番目ということで、この辺の指標の今後の見込み、財政計画見ても緩やかに下がっていく、もしくは変わらずそのままというような感じに見受けられるのですが、今後の見込みどのように考えておられますか。まずお尋ねいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 10番 吉田議員の再質問にお答えします。

まず初めに、現時点における町の財政状況について議員が申された部分もございますけれども、一方で町の自治体の財政力を示す、いわゆる財政力指数でございますけれども、0.79、これは県内で3番目となっております。また、将来負担比率、これは将来における債務等の負担割合でございますけれども、これは県内で一番低い。つまり負担が少ないという状況でございます。さまざまな財政指標がございますけれども、全体的に見て決して悪い状況にはないのかなと。おおむね良好に推移しているものというふうに判断しているところでございます。

御質問の今後の見通しについてでございますけれども、歳入につきましてはいわゆる少子化によって人口増が期待はできないところでございますが、今計画されている開発地等からの税収増も見込まれるのかなというふうに思っているところでございます。一方、歳出のほうでございますけれども、議員御指摘のように高齢化社会による社会保障費の増、あるいは公共施設の更新、新設、そういうものがふえていくということが予想されるわけですが、そういう中でやっぱり張りをつけた支出をしていくべきなんだろうなと。例えばその事業効果が薄いもの、あるいはその初期の目的が達成して継続性が低くなっているもの、そういうものをしっかり見きわめながら歳出削減に努めていく必要があるのかなと。そういうことに努力しながら安定した収入と、それから支出の抑制に努めていけば、バランスのとれた財政運営が続いていくものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） 指標については、私は悪いところだけ4つ挙げまして、当局はいいほう

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

を2つという感じになっておりますが、県内町村の中でも余りよくないほうであるという認識は持って今後も取り組んでいただきたいと思います。先月、議会報告会ありまして参加者の皆さんとの意見交換の中で複数の会場から寄せられた意見として、町に意見や要望を言うとすぐお金がないと言うと、二言目にはお金がないという何なんだというような御意見もいただいております。後でまとめて報告しますけれども、そういう話もありました。そういったことを言わないように努めると、お金のほう、財政のほうをまず何とかしていくということが必要なんではないかなと思います。

ちょっと1つだけ地方債について、町の借金についてだけ、もう一度お尋ねします。120億円以上ということで、これまで大分一時期は160億ですか、もっとあったのを大分縮小に努めてこられたことは評価したいと思います。ただやはり大きすぎて返済もなかなか少しずつしか進んでいない状況です。償還計画というものがあるんでしょうけれども、繰り上げを目指してちょっと資産より負債、負担を将来世代に残すようなことにならないよう、そうならないように真剣に取り組む必要があると、ある程度ペースを上げたいというような形で取り組んでいくことが必要じゃないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（郷右近隆夫君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） お答えいたします。

地方債の借入れ、あるいは残高の件でございますけれども、さきの議会でも御説明申し上げているとおり、平成14年には164億円の起債残高がありました。当時は庁舎建設だとか、あるいは利府西中学校の建設に多くの借金をしているというところ。それから十数年たった今、今日では118億何がしの数字になってございます。46億からの減額をしてきているということです。これにつきましては、とりもなおさず投資的経費を抑えてきたということに尽きるのかなというふうに思っているところでございます。議員おっしゃるように、その借入れ等についてもきちっとした計画をもって進めていくべきだということでございますけれども、今我々が考えているのは、いわゆるその借入額が償還額を上回らない、いわゆるその財政規律を守って進めていくことによって健全な財政運営にもつながっていくのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） 借入れが償還を上回らないという原則ですね、今後も大事にさせていただきたいと思います。地方債については、大和町や松島町の倍、富谷町の3倍ですから、少し今後も厳しく見ていきたいと思っております。

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

ということで、次に資産と負債ということで（2）の公会計のほうでお尋ねいたします。時期や活用方法などを町内で検討しているということでした。お金も手間もかかりますので、すぐに導入するということが難しいというのがわかりますが、まずそもそも現金以外の情報をです、町の施設や土地などの試算、ストック、あと地方債以外のコスト、減価償却だったり退職手当引当金だったりというコスト情報がなかなか見えにくいということで、こうした改革が求められております。現金情報だけではない正確な町の財務状況を議会や町民に示して正確な分析による評価が必要だということで、この公会計制度整備が求められております。お尋ねしますけれども、こちらの整備はいずれにせよ29年度まで、あと3年の間には取り組まなければいけないというものです。国からも事務負担や経費負担の軽減策としてシステムの提供や特別交付税措置による財政支援、職員研修などの人材育成支援も計画されております。この辺うまく活用して取り組んでいただきたいと思います。今後の大まかな流れとして来年度以降からと再来年度はどのように進めていくのかお尋ねします。

○議長（郷右近隆夫君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） お答えいたします。

御質問の公会計制度についてでございますけれども、今現在この公会計制度、具体的に導入したときのメリット、あるいはデメリット、その辺まで国のほうから示されていないという状況がございます。先ほど議員の御質問の中にあつたように、この公会計制度を導入する意味というものは本当に素晴らしい意味があるんだろうなど。特に、コストを意識するということでは極めて大事なところなのかなというふうに認識しておりますけれども、ただそのメリットが、例えばこれから予定されている固定資産台帳の整備を考えた場合に、その整備に要する時間、あるいはそれこそお金、それから人、そういうものを考えるとどうもその導入するメリットが薄れてくるような状況に今なっているところでございます。もう少し具体的に詰めて調査研究していきたいなというふうに思っています、国のほうからは平成29年度までに整備しなさいと言われておりますけれども、できるだけその国の意向に沿うようにはしたいんですけれども、ただ拙速に進めるということもいかがなものなのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） メリットがなかなか薄いというようにお話でした。どちらにしろ、やらなきゃいけないこととなっております。固定資産台帳の整備があるんですが、ちょっと今のお話ですと、まあいっか。固定資産台帳のほうを一般質問や予算審査の中などでも何度か申し上げ

てきました。まずこの地方公会計やる前に固定資産台帳のほうが先かなと考えております。答弁でもありました公共施設の長寿命化だったり、総合管理計画考えていくのにも、こちらの計画策定にも必要であり前提となるものなのかなと思っております。例えばこの施設、資産価値は1円です。資産価値と言うとあれですね、期末簿価は1円ですとか。この学校は30億円で建てたけれども今は1億円ですと。老朽化比率は80%です、あと何年後に改修が必要ですよ。そういう評価等分析が必要になってきますし、その土台としての固定資産台帳をこれやはり絶対的に必要になると思うんですけれども、こちらに関しての取り組み状況をこれまでも何度か伺ってきてはおりますけれども、今後はちょっとしっかりつくるという方向を示していただきたいので、お尋ねいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） お答えいたします。

決して固定資産台帳が必要ではないと言っているわけじゃなくて、実のところかなりのこの整備に当たっては費用を必要としているところです。ですから、そういう財源の手当ても含めてちょっと慎重にいきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） 1のほうでお尋ね申しておりましたが、やはり財政が健全に推移しているということですので、余りお金がという話はしたくないんですけれども。今後ちょっとしっかり、こちらあと3年以内というような目標を持って取り組んでいただきたいなと思います。総合計画のほうに移ります。

まずこの総合計画、地方自治法の改正によって今後はもう策定義務はなくなりました。なくなりましたけれども、多くの自治体で同じように計画がつくられていくということになっていると思います。また、議会の議決事項でもなくなりました。なかなかこの10年計画というものですから、10年後の社会情勢というものが簡単に予測できないという時代です。いずれはこの総合計画というもの自体をある程度変更、市長・町長の任期に合わせたものにしたり、もしくは見直しの頻度を上げていったりというようなことをしていかなければいけないのかなと考えますし、あと議会側からも議決事項としてしっかり位置づけていかないといけないなと考えております。

まずお尋ねしますが、先ほどの答弁で地方版総合戦略と一体的に検討し、指標や重点プロジェクトに反映するというような答弁をいただきました。現在の取り組み状況いかがですか、お尋ねしたいと思います。総合戦略と一体的にということですので、人口ビジョンであったり、あ

とは人口減少を踏まえた若年層への支援であったりと、そういったものも含めて取り組んでいくと思うんですけども、今のところの状況はいかがでしょうかお尋ねいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 10番 吉田議員の再質問にお答えします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、まずもって職員で構成する政策調整委員、この中で昨年のアンケートの分析とかそういったこと、今後のスケジュールの情報を共有しているというところであります。今現在の進行状況としましては、議員皆様にもお配りしましたその去年のアンケートの分析ですね、これを今分析を着手しているというところであります。報告書にありますように、その満足度が高い施策、やや満足も含めてそういったもので上位に来ているものが町民サービス関係、具体的に言うと自動交付機、あとはコンビニ納付、あとは日曜開庁、こういったものの住民サービスが満足度が高いという。また、次に高いのが広報・広聴、開かれたまちづくりということで広報関係、議会便りの発行、ホームページの充実、この辺は満足度が高いということがあります。次に、健康づくりと子育て支援というくくりでこういったものが満足度が非常に高くなっているという。一方、不満度が高いというのは公共交通対策関係です。やっぱりそちら辺の充実を望むというもの。または中心市街地の形成、この辺をもう少しという声もあります。また、町民ニーズに対応した公共施設の整備・運営、こういったことで具体的に言いますとその道路とか公共施設、あとは町営墓地の整備、文化複合施設の整備を急いでほしいという声も不満度のほうに入ってきております。また、別な目線にいて重要度が高いというところでは、福祉関係、子育て関係、これは今後力を入れてほしいという声もあります。また商工業の振興、こういったものも声が高い。また、先ほども言いました不満度のほうでありましたこの公共交通対策、この辺は重要度が高いということで、こういった分析を行っております。この部分的な内容だけじゃなくて、今度はこれを町長答弁にもありましたように、満足度と重要度をちょっとクロスさせた分析を政策調整委員のほうで手がけております。内容をちょっと申し上げますと、満足度の指標と重要度の指標を縦軸に満足度を持ってきて、横軸に重要度を持ってきているという内容でありまして、この辺がクロスさせた内容としましては重要度は高いけれども現状満足度は低いというくくりの中には、さっき言ったその公共交通関係とか公共施設の整備、あとは中小企業の支援、この辺は重要度高いと思っっているが満足度は低いという、一応この辺の分析を今手がけています。こういったことを今後も総合計画の見直しの中と総合戦略の重点課題として、この辺は位置づけてやっていかなければならないのかなと今その状況にあります。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） 大分丁寧に教えていただきまして、しっかり分析をされて進めているということがよく理解できました。この見直し作業等に当たりまして、ついでに町民参加については、この過程の中での町民参加です。どのように行っていくのかお尋ねしたいと思います。外部委員会、評価検討委員のほか町民団体企業、若者との意見、地方版総合戦略のほうでも転入者へのアンケートなどさまざまされているということなので、ちょっともう少し詳しく述べていただきたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 再質問にお答えします。

まずもって外部委員のほうなんですけど、昨年の総合計画の評価検討委員会ということで10名の委員さんをお願いしております。今回の総合戦略も一緒に行うということで、新たに国で示している産学金労言、この観点から5名程度を追加して全体で15、16名ということで進んでいきたいと思っています。その加える委員さんの中には、本町の地域特性ということで、さきの満足度のところでもありましたけれども、子育て関係の方とか、あとスポーツ振興という観点からもその辺の委員さんをお願いしていきたいなと思っております。あと昨年行ったアンケートのほうで抽出の3,000名ということで、18歳以上ですね、そういったことでやっていますが、総合戦略のほうはその若い声も、かつて議員さんのこの質問あったと思うんですが、若い声を取り入れるということがありまして、今実施しています利府高生へのアンケート、この辺も行っております。また、人口ビジョンのほうの関係ありますので、その転入転出者のアンケートということで今行っているところであります。その内容につきましては、転入転出者のアンケートにつきましては転入された方の大まかな理由、何で利府に転入したんですかというその辺の内容を聞いています。あとは転出した方には、どういう理由で利府から転出したんですかという内容で一応今お聞きしているところです。また、利府高校生につきましては、居住地が利府には限定されないの、まずもって利府に住んでいる方に今後も利府に住み続けたいですかとか、あと町外の方は将来利府に住んでみたいですか。あとは住みたくないと思っている方はどういう理由ですかと。こういった内容のアンケートを今やっています、その協議を行ったアンケートを補完する意味でのアンケートも実施しているという内容であります。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君）　さまざまなアンケートをされて声を集めていると、広く声を集めているということですので答弁をいただきました。ぜひ頑張ってくださいと思います。ただ、この総合計画、町の最上位計画ですので町全般にわたる事業を掲げることになりまして、どうしても総花的というか網羅的というか、満遍なくあれもこれもというふうにならざるを得ないのが現状です。そのために施策や事業の優先順位が明確ではないと、ついでに財源の裏づけも明確にされていないという問題点がしばしば指摘されております。先ほども答弁いただきましたようにアンケート調査の結果を見ますと、福祉環境づくりや子育て支援の環境づくり、工業の振興、あとは道路網の整備、公共交通の充実など、この辺が今後最も重要と思う項目として挙がってきているところです。また公共交通についても、自由意見で特に一番多く寄せられておりまして、というかこれは多過ぎてバス、電車、グランディ関連その他の4つに分けざるを得なかったんじゃないかなと言えほどの自由意見をいただいております。こういったアンケート調査結果も踏まえれば、やはり今後重点プロジェクトなどに取り組むという答弁がありました。総合計画、後期基本計画の中で特に重要な施策というものを明確にすると、優先的に取り組むよう位置づけると、そういったところまで考えていく必要があるんじゃないかなと考えますがいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（郷右近隆夫君）　政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君）　お答えします。

ただいまの議員の提案の内容のとおり、総合戦略につきましては地方創生、人、仕事づくりというかそっちのほうの目線で作るものですが、総合計画は町の進むべき指針であります。計画年次もほぼ同じ年次ということで、この中の地方創生の中で出た重点プロジェクト、この辺はおのずと総合計画のほうにも反映していくのかなと思っております。今までと違うという点は、地方創生のほうは指標を打ち出すようになります。おのずとその計画の後期のほうもその指標をある程度連動してわかりやすいものにしていくべきなのかなと考えているところであります。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君）　吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君）　地方創生の総合戦略と策定と、総合計画の時期がちょうど重なってかえってよかったのかなと言えらと思います。総合戦略のほうはちょっと外れてしまうんですけども聞きませんが、今後例えば定住人口だったり雇用の人数的な目標値を入れた計画を定めていかないといけませんし、人口のほうも厳しく今後の推移を見積もってつくっていかないとい

けないというようなどころがあります。それをうまく総合計画の中に反映させていただければと考えております。

3の利府駅周辺についてに移ります。

現状改善に向けた状況はというところで総合的に検討していくという答弁でした。この利府駅周辺の問題については、これまでもたびたび議会でも議論されてきたことです。それで総合的に検討したいという答弁が繰り返されているところです。正直ちょっと正解が私自身はなかなか提案できないんですけれども、難しい課題だということがわかりますが、もうそろそろ総合的に検討した後、今後を示さないといけないんじゃないかなと考えております。さまざまな問題が噴出してきておりますし、その解決のための計画や方針をつくって示して臨むというところまでいかないと、ちょっといけないんじゃないかなと思います。今のままでは将来の駅前周辺の姿が見えないと考えますが、もう少し具体的な取り組み、内部の中だけでの具体的な取り組みでも進んでいないのか、進んでいるのであればある程度状況を示していただきたいなと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 吉田議員の再質問にお答えします。

吉田議員がお話したとおり、なかなか大変難しい問題というふうに認識をしております。また、先ほど政策課長が申しあげました総合計画のアンケートについても、町の中心市街地の活性化についてアンケートした方々が問題としているということも認識しております。そろそろ具体的な計画、方針を立てて前に進むべきでないかということがございますけれども、あの現状を見ますとなかなか周りの土地の確保かなり難しい状況になっております。そういう観点から、総合的に検討していくというふうな答弁になっているわけがございますが、できればそろそろ町としても具体的な方針を出せばなというふうに考えていますけれども、なかなかまだその時点には至っておりません。今後とも前を向いて駅前の活性化に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） 本当にこれはJR、バスと公共交通も絡みますし難しい問題だと思います。方針を出したいというふうなお答えをいただきました。実際にちょっと2年、3年ぐらい総合的に検討したいとなっていますので、実際にある道として例えば計画をつくって、都市再生だ中心市街地活性化だ、ちょっとまだ不明ですけれども地方創生だで計画を立てて、文化複合もそうですけれども、国から補助金をいただいてというふうな形で進めていくという考えな

んでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 吉田議員の再質問にお答えします。

確かに今、委員から出ました都市再生の計画、これに位置づけすることは可能ですけれども、次期計画のほうになるかと思いますので、その辺も含めて計画方針を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） なかなか難しいと思いますが、次というかそろそろ、ぜひ将来の展望をこの駅周辺に関しては示していただきたいと思えます。

あとちょっとお尋ねしたいんですが、利府駅の隣のスーパー跡地への葬祭会館進出の話があります。民間同士の話ですから何もできませんけれども、駅周辺の活性化にはちょっと厳しい状況になってしまうのかなというおそれがあります。駅前という町の玄関口ですので、町としてはどのようなかわりをされていくのか。環境整備とか運営に関してある程度協力をお願いするという取り組みが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。お尋ねします。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

確かにそういうお話伺っております。町としましては、議員の言うとおり民間と民間のお話ですので、なかなか強制的な指導とかはできないというふうに考えております。建物を建てたり、改修したり、そういうふうな相談があった際にはいろいろと指導をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） これに関しては、ちょっと規制するということはできませんので、なかなか何もできないんですけれども、正直私たち皆誰もお世話になる場所ですし、死から目を背けるといのはよくないと思っております。ただ、場所が場所ですので、よその例を見ますと近隣住民、町内会と事業者間の調整を目的とする要綱、環境指導要綱なんかを定めている自治体もあります。駐車場の確保や緑化をお願いするとか、住民への説明会をお願いするというようなところもあります。本町では今後、赤沼地区において斎場建設も進められていく模様

ですから、その辺今後少し考えていただければなと思っております。

では、次の文化複合施設、4に移ります。

これ毎回毎回で申しわけございませんが、町の将来を左右する問題ですのでよろしくお願いたします。まず、前回3月議会においてさまざまな議論がされた中で、この財源の問題に関してちょっと疑問が残りましたので財源のことに限ってお尋ねします。

（1）のほうですね、経過措置により当初の予定どおり適用が認められる見込みであると社会資本整備総合交付金については大丈夫そうだというお答えでした。これももう少しちょっと詳しく担当から述べていただきたいのですが、経過措置というのは都市再生整備計画をそのまま準用して社会資本総合整備計画じゃなくても都市再生整備計画でいけるという経過措置ではないのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（郷右近隆夫君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 質問にお答えします。

経過措置としましては、都市再生整備計画こちらの経過措置ということになります。財源的には社会資本の整備交付金、そちらになります。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） それでは、都市再生整備計画を今後策定していくと。もう既にされているということだと思います。その上で社会資本整備総合交付金を見込んでいるということなんですが、最初にも述べました、国の動向としてこの辺最近非常に厳しくなっております。今月末にでも国の財政健全化計画というものができる予定です。財務省の諮問機関である財政制度審議会ですさまざまな議論がなされて提言されておまして、先日救急車の一部有料化であったり、教職員の数削減なんかも話題になりました。その中で公共事業については既存の社会資本の老朽化対策が課題となる中、これからの新規投資については社会資本の整備水準の向上や将来の人口減少等を踏まえれば、我が国にとって必要とされる国際競争力強化や防災対策であっても費用対効果を厳しく見きわめ、これまで以上に厳選する必要があるといった提言がなされております。公共事業関係の全体規模の抑制を図っていくべきということも提言されております。さらに少し細かく見ていきますと、この社会資本整備総合交付金については、重点的・効率的な社会資本整備へつながっていない可能性がある、国が支援すべきとは言いがたい事業に充てられている例もある、事後的な効果検証が重要であるにもかかわらず十分と言えないなどなど厳しい目の提言がなされて見直す必要があると、国の新年度、今年度の予算編成に当たっての建議、意見ですね、でも提出されております。非常に厳しい動向にあるなと考えるんです

けれども、そのような中まずどのような都市再生整備計画策定していくのか。計画としまして基幹事業の中に文化複合施設を位置づけて、そのほかに道路であったり駐車場であったりとあると思うんですが、どのような事業計画で策定していくのかお尋ねします。

○議長（郷右近隆夫君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

都市再生整備計画につきましては、ただいま議員から話があったようになりかなり厳しくなるといって話を聞いております。今回の制度改正につきましては、従来市街化調整区域でも認めていただいていたんですが、4月以降は市街化区域に限定というのが通常のこの計画になります。利府の場合、もう従来から何回か相談をしまして、ある程度の整備計画をつくっているということで経過措置が認められまして、調整区域でも大丈夫ですよということで採択される見込みという状況です。交付金の交付状況につきましては、何ら変わらない内容となっております。その中で、今議員から話あったようになりかなり厳しい話もされています。特にこの箱物の整備につきましては、先ほど議員からお話あったように費用対効果、そういったものも事前に経過を中に示すようにと。ここでは想定できる維持管理費、こういったものもどう見ているんですかと、こういうことも一応話はされています。また条件としては、その単体での建築はだめですよ。ほかの施設の合築であればその辺は大丈夫ですよ。またさっき議員のほうから出ましたけれども、その公共施設の総合管理計画、この辺も策定はしてくださいねと。こういう条件をいろいろ事前にも話されていて、その辺の計画を今反映するために細かいその指導を受けながら整備計画の策定を行っているという状況にあります。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） 非常に厳しい状況にあるということがわかります。今お尋ねしたのは、そのような中で策定する都市再生整備計画ですね、基幹事業と提案事業ということでいろんな事業を位置づけていくと思うんですが、利府町のどこまでの範囲として、例えば周辺道路、駐車場、公園と、文化複合施設下の提案事業のほうに図書館分とか、こういった事業を想定しているのかお尋ねいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 済みません、失礼しました。

今想定している基幹事業につきましては、まずもって高次都市施設ということで、これ限度額21億円というのは示されております。これは何かというと文化ホールがメインの内容となっ

ています。また、基幹事業として道路事業です、文化複合施設の周辺東西南北の道路、あとは仙台松島線からの十字交差点、この辺も基幹に入れていきたいと。また、土地取得造成費用、こういったものも基幹事業に入れていきたいという一応考えでおります。提案事業につきましては、地域創造支援事業ということで議員おっしゃるとおり公民館、図書館、あとは郷土資料館、こういった事務施設です。こういったものが提案事業になってくるということで、今進めているところであります。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） わかりました。では、この交付金、今お話にもありましたとおり3月議会においては40%、約50億円に対して20億円の交付金を予定しているという答弁がなされております。今お話ありましたとおり、これ1施設、1カ所における整備に要する費用は21億円を限度とするというのがあります。ですから、21億円以上の施設であっても補助の上限は8.4億円ということになると思うんですが、この概算工事費50億円のうち文化ホール単独だけを地域交流センターとして位置づけられるのか、アトリウムや事務室なども含めて考えないといけないのか、さらにその分の土地の取得や造成も含めて考えると50億に対する20億にはならないんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか、その辺少し見込みをお尋ねいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 基幹事業1つとして高次都市施設というのが21億円、そのほかの道路とかさっき言ったその土地造成費用、こちらにつきましては上限枠はございません。特にございません。ということですので、基幹事業をこの辺全部認めていただいて、その約30%程度が提案事業で認められますので、そのバランスをちょっと見ながらということで今その辺の精度のほうを高めているという状況にあります。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） 基幹事業と提案事業とあるんですけれども、提案事業町独自の割合がふえていくと今度は全体の補助率が下がってしまうということがありますので、ちょっと調整をしっかりといただければと思います。実際に一施設における費用、1カ所における整備に関する費用、21億円までと。それに対する補助8.4億円までということに変わりはありません。しかも事業費自体は今後上昇傾向にあります。その上昇傾向のほうは整備計画から結構時間たっていますので、その辺どこまでこの都市再生整備計画の策定の中では見込んでいるのでしょ

うか、お尋ねします。

○議長（郷右近隆夫君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） その事業費の算定の内容なんですが、あくまでも今現在では他市町の建築の事例から見た平米の単価で見えております。というのは、国への概算要望の時期が7月下旬ということで、ことしは予算で基本設計の予算は持っていますが、その辺の概算要望を出した感触をつかんで基本設計を発注したいと思っていました。制度的には12月、1月ぐらいに今度本要望がありますので、そこまでには基本設計を発注して、その建築単価等をもう少し精度を高めていきたいということです。繰り返しますが、その文化ホールについては21億ってありますけれども道路とかは特に上限ありませんので、その辺を計画に認めていただければ基幹事業は膨らんでいきます。そういったことで図書館のほうの手出しも、手出しというか少しは交付のほうもいただけるという内容ですので、そこは一応御理解お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） その地域交流センターとしての位置づけが図書館、公民館、郷土資料館は外せると思うんですけども、アトリウムや事務室とかいろいろそういったところまで外せるのかどうかはいかがでしょうか、お尋ねします。これはお尋ねするのは、結局その上限を超えてしまうんじゃないかなと思うのでお尋ねします。

○議長（郷右近隆夫君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 事務室、アトリウムにつきましては、ここの文化ホールの分とほかの施設で全部案分計算になります。そういったことで、さっきの21億のほうには跳ね返っていきませんが、あとは案分計算になっていきますので、その辺はちょっともう少し精度を高めていきたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） まだちょっと詳細が出てくるのは先になるのかなと思いますので、この補助の割合について、これが変わりますと結果的に起債の割合、地方債の割合が上げていくしなくなってしまうので、その辺ぜひ努力をしていただきたいと思います。最近、新国立競技場の計画でも大分費用と工期をめぐって迷走しております。詳細設計をしていくと確実に高騰していくという今の状況ですので、ぜひ御努力をお願いいたします。借金のあり方として、最初の地方債の現在高比率のほうでもありましたが、利用する将来の住民の方にも負担してもらって世代間の負担の公平を図るということは十分理解しております。ただ、最初に述

べたとおり多い状況にあると、現在多い状況にありますのでもう少し少なく取り組んでいただければと思います。少なくするという方向で取り組んでいただきたいと思います。

（2）の基金ついて、1点だけお尋ねします。

前日も、12月もお尋ねしておりますが、公共施設整備基金9億円近くまでためてこられました。ただ、今回の文化複合施設そして次、利府小で使い切ってしまうことになると思いますが、その後、二小、三小、あとコミセン、定住促進住宅などなどの老朽化が控えております。この辺もう少しためていくと、使ってもすぐためていくという方針を持って公共施設整備基金、老朽化問題は自治体の時限爆弾だとよく言われておりますので、方針持って取り組んでいただければと思うんですが、その公共施設整備基金の積み立てと管理をお尋ねいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） お答えいたします。

公共施設整備基金の積み立てに関してでございますけれども、今議員が御指摘されたように今後、いわゆるその公共施設の老朽化が至るところで進んでくるということがございます。このことに関しましては、これから公共施設総合管理計画を策定することになってございます。その管理計画に基づいて、公共施設整備基金の積み立ても考えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で、10番 吉田裕哉君の一般質問を終わります。

お諮りします。明日6月11日は、議事の都合により休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、6月11日は休会とすることに決定しました。

なお、再開は明後日12日に定刻より会議を開きますので、御参集願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後 3時21分 散 会

平成27年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

上記会議の経過は、事務局長阿部善男が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成27年6月10日

議 長

署名議員

署名議員